

(本籍分項)
第二十七条 本籍が明らかでない者は、または本籍がない者について、届出を受理した後にその者の本籍が明らかになつた旨または本籍を有するに至つた旨の届出があつた場合には、前二条の規定は、その届出及び前に受理した届出に適用する。
 (その他の書面への準用)
第二十八条 前三条の規定は、届出又は申請書でない書面によつて戸籍の記載をすべき場合に準用する。この場合には、市町村長は、その受理した書面の副本を作つて送付しなければならない。

(送付書類記載事項)

第二十九条 第二十六条の規定は、届出、由請書、その他の書類または副本を送付する場合に準用する。この場合に、発送者が届書、申請書その他他の書類を受理した者でないときは、その書類を受理した者の職氏名をも記載しなければならない。

(命令で定める戸籍の記載事項)
第三十条 戸籍法第十二条第一号の事項は、次に掲げるものとする。

- 1 戸籍法第十二条第一号から第十七号までに掲げる事項の外、身分に関する事項
- 2 届出または申請の受附の年月日及び事件の本人でない者が届出又は申請をした場合には、届出人または申請人の资格及び氏名
- 3 異居又は請求の受附の年月日及

び認否または請求者の職名

四 証書または航海日誌の原本の受取の年月日及び証書または航海日誌の作成者の職名

五 他の市町村長または官庁から届

書、申請書その他の書類の交付を

受けた場合には、その受附の年月

日及びその書類を受理した者の職名

六 戸籍の記載を命ずる裁判の年月日及び裁判所

七 戸籍記載の文字

八 戸籍の記載をするには、毫、武、參、略字または符号を用ひず、字画を明らかにしなければならない。

九 戸籍法第百九十四条又は百九十五条に規定する入籍に関する事項については、廃除された者は、生存配偶者

十 戸籍に關する事項については、新戸籍の編製に関する事項

十一 戸籍の得喪に関する事項については、名を変更した者は、名を喪失した者

十二 戸籍の再製または改製に関する事項

十三 就籍に関する事項については、就籍者

十四 戸籍の記載は、附録第六号のひな形に定めた相当欄にしなければならない。

十五 戸籍の記載は、附録第七号証書

十六 戸籍の記載は、附録第八号のひな形に定めた相当欄にしなければならない。

十七 生存配偶者の復氏または姻族関係の終了に関する事項について

十八 推定相続人の廃除に関する事項については、廃除された者は、生存配偶者

十九 戸籍法第百九十四条又は百九十五条に規定する入籍に関する事項については、入籍者は、生存配偶者

二十 戸籍に關する事項については、新戸籍の編製に関する事項

二十一 戸籍の全部の消除に関する事項

二十二 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

二十三 轉籍に関する事項

二十四 戸籍の再製または改製に関する事項

二十五 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

二十六 戸籍の再製または改製に関する事項

二十七 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

二十八 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

二十九 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

三十 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

三十一 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

三十二 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

三十三 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

三十四 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

三十五 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

三十六 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

三十七 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

三十八 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

三十九 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

四十 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

四十一 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

四十二 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

四十三 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

四十四 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

四十五 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

四十六 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

四十七 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

四十八 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

四十九 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

五十 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

五十一 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

五十二 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

五十三 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

五十四 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

五十五 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

五十六 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

五十七 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

五十八 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

五十九 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

(第三十三条 戸籍の記載は、附録第6号のひな形に定めた相当欄にしなければならない。
第三十四条 次に掲げる事項は、戸籍事項欄に記載しなければならない。
 一 戸籍の編製に関する事項
 二 氏の変更に関する事項
 三 轉籍に関する事項
 四 戸籍の全部の消除に関する事項
 五 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 六 戸籍の再製または改製に関する事項
 七 戸籍に關する事項については、新戸籍の編製に関する事項
 八 戸籍の記載は、附録第7号証書
 九 戸籍法第百九十四条又は百九十五条に規定する入籍に関する事項については、入籍された者は、生存配偶者
 十 戸籍に關する事項については、新戸籍の編製に関する事項
 十一 戸籍の得喪に関する事項については、名を変更した者は、名を喪失した者
 十二 戸籍の再製または改製に関する事項については、就籍者
 十三 就籍に関する事項については、就籍者
 十四 戸籍の記載は、附録第8号のひな形に定めた相当欄にしなければならない。
 十五 戸籍の記載は、附録第9号証書
 十六 戸籍の記載は、附録第10号のひな形に定めた相当欄にしなければならない。
 十七 生存配偶者の復氏または姻族関係の終了に関する事項について
 十八 推定相続人の廃除に関する事項については、廃除された者は、生存配偶者
 十九 戸籍法第百九十四条又は百九十五条に規定する入籍に関する事項については、入籍者は、生存配偶者
 二十 戸籍に關する事項については、新戸籍の編製に関する事項
 二十一 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 二十二 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 二十三 轉籍に関する事項
 二十四 戸籍の再製または改製に関する事項
 二十五 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 二十六 戸籍の再製または改製に関する事項
 二十七 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 二十八 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 二十九 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 三十 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 三十一 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 三十二 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 三十三 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 三十四 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 三十五 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 三十六 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 三十七 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 三十八 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 三十九 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 四十 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 四十一 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 四十二 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 四十三 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 四十四 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 四十五 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 四十六 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 四十七 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 四十八 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 四十九 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 五十 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 五十一 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 五十二 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 五十三 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 五十四 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 五十五 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 五十六 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 五十七 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 五十八 戸籍の全部に係る訂正に関する事項
 五十九 戸籍の全部に係る訂正に関する事項

が三十四条才三号から才七号までに掲げる事項、戸籍の筆頭に記載した者以外で除籍された者に関する事項及び戸籍の筆頭に記載した者で除籍された者の身分事項欄に記載した事項については、この限りでない。

(新戸籍の編製または入籍による記載) 第三十九条 新戸籍を編製され、または他の戸籍に入る者の入籍に関する事項及び従前の戸籍の表示は、その者の身分事項欄に記載しなければならない。

(重要な身分事項は移記) 第三十九条 新戸籍が編製され、または他の戸籍に入る者については、その者の身分に関する重要な事項で從前の戸籍に記載した者は、新戸籍または他の戸籍にこれを記載しなければならない。

2 項目の規定は、縁組又は婚姻の無効その他の事由によつて戸籍の記載を回復すべき場合に準用する。

(除籍の記載方) 第四十一条 戸籍から除くときは、除籍される者の身分事項欄にその事由を記載して、戸籍の一部を消除しなければならない。

2 戸籍の会員がその戸籍から除かれた場合には、その事由を記載して、戸籍の全部を消除しなければならない。

(轉籍後の届書受理) 第四十二条 本籍地の変更の後に、原籍地の市町村長が、届書、申請書を

他の書類を受理したときは、新本籍地の市町村長にこれを送付し、かつ、その書類によつてした戸籍の記載は、これを消除して戸籍にその事由を記載しなければならない。

2 新本籍地の市町村長が、前項の書類の送付を受けたときは、これによつて戸籍の記載をしなければならぬ。

2 (戸籍の消除)

第四十二条 戸籍の全部若しくは一部またはその記載を消除するには、附録才八号様式によつて、朱でこれを消さなければならない。

(数人各別の届出)

第四十三条 同一の事件について、数人の届出義務者から各別に届出があつた場合に、後に受理した届出によつて戸籍の記載をしたときは、前に受理した届出に基いて、その戸籍の訂正をしなければならない。

(戸籍の訂正)

第四十四条 戸籍の訂正をするには、訂正の趣旨及び事由を記載し、附録才九号様式によつて、朱で訂正すべし。

(書類の整理・送付)

第四十五条 戸籍の記載手続を完了したときは、届書、申請書その他の書類は、本籍人と非本籍人とに区別し、事件の種類によつて、各別につり、かつ、各々目録をつけなければならぬ。

(二以上の書類の提出)

第四十六条 同一の市町村で二以上の戸籍に記載すべき事項については、法務局長は、その戸籍の数と同数の

(書類の保存)

2 前項の書類は、一箇月ごとに、遅滞なく法務局長または沖縄戸籍事務所に送付しなければならない。

(出生届出要項)

第四十七条 行政区域または土地の名称の変更の変更があつたときは、戸籍の記載は、訂正されたものとみなす。た

2 本籍地の市町村役所の区分によつて送付を受けた市町村役所に送付したがい、本籍人に關するもの及び

2 だし、その記載を更正することを妨げない。

2 地番号の変更があつたときは、戸籍の記載を更正しなければならない。

(同前)

第四十八条 前条の更正をするには、その事由を記載し、附録才十号様式によつて、本籍地における更正すべき事項の記載を更正しなければならない。

2 前条第一項の更正をする場合に、戸籍簿の表紙に記載した名前を更正し、表紙の裏面にその事由を記載しなければならない。

(訂正すべき戸籍事項の通知)

第四十九条 戸籍法才二十三条才一項の通知は、附録才十八号様式によつて、書面でしなければならない。

2 前項の書類の保存期間は、当該年度の翌年から十五年とする。

(書類の保存方法)

第五十条 戸籍の記載を要しない事項に関するものは、当該年度の翌年から二十七年、非本籍人に關するものは、当該年度の翌年から五年とする。

2 2 項項の書類の保存期間は、本籍人

に關するものは、当該年度の翌年から二十七年、非本籍人に關するものは、当該年度の翌年から五年とする。

2 2 ただし、分けたつづることを妨げない。

2 2 が、年ごとに各別につづり、かつ、日録をつけて、保存しなければならない。ただし、分けたつづることを妨げない。

2 2 (記載不要書類の保存)

第五十二条 戸籍の記載を要しない事項について受理した書類は、市町村長が、年ごとに各別につづり、かつ、日録をつけて、保存しなければならない。ただし、分けたつづることを妨げない。

2 2 (記載不要書類の保存)

第五十三条 戸籍法才四十五条才一項の書類は、次に掲げるものと

一 世帯主の氏名及び世帯主との統柄	する。
二 父母の出生の年月日	
三 子の出生当事の父母の職業	
四 父母が結婚式を挙げたときは、その年月日	
(婚姻届出事項)	
第五十四条 戸籍法第七十一条第一項の事項は、次に掲げるものとする。	
一 当事者が日本国籍を有しないときは、その旨	
二 結婚式を挙げたときは、その年月日及び当事者のその当時の職業	
三 当事者が初婚でないときは、直前の婚姻の解消の年月日	
四 当事者の父母の氏名及び当事者が養子であるときは、養親の氏名	
(離婚届出事項)	
第五十五条 戸籍法第七十一条第二項の事項は、次に掲げるものとする。	
一 協議上の離婚である旨	
二 当事者が日本の国籍を有しないときは、その旨	
三 当事者の職業	
四 結婚式を挙げたときは、その年月日	
五 同居を止めた年月日	
六 当事者の父母の氏名及び当事者が養子であるときは、養親の氏名	
七 婚姻による離婚、審判による離婚または判決による離婚の別	

二 前項第一号から第六号までに掲げる事項	
第三死亡届出事項	
第五十六条 戸籍法第八十二条第一項の二号の事項は、次に掲げるものとする。	
一 死亡者の男女の別	
二 死亡者が日本の国籍を有しないときは、その旨	
三 死亡者の職業	
四 出生後三十日以内に死亡したときは、出生の時刻	
五 死亡當時における配偶者の有無及び若しくは配偶者がないときは、未嫁または直前の婚姻について死別若しくは離別の別	
六 生存配偶者の出生の年月日	
(諸届書の様式)	
第五十七条 出生の届書は、附録第十一号様式に、婚姻の届書は、附録第十二号様式に、離婚の届書は、附録第十三号様式に、死亡の届書は、附録第十四号様式によらなければならない。	
(常用平易な文字の範囲)	
第五十八条 戸籍法第四十六条第一項の常用平易な文字は、次に掲げるものとする。	
一 一九五二年十一月八日告示第十六号	
二 戸籍法第十七三条第一項第十二号の事項は、次に掲げるものとする。	
三 三十五号に掲げる人名用漢字	
四 三十一号に掲げる漢字	
五 除く。)	

(署名・捺印・代書・押印)	
第五十九条 届出入、申請人その他の者が、署名し、印をおすべき場合に、印を有しないときは、署名するだけで足りる。署名することができないときは、氏名を代書させ、印をおせず印を有しないときは、氏名をだけで足りる。署名することができず且つ印を有しないときは、氏名を代書させ、押印するだけで足りる。	
第六十条 前項の場合には書面にその事由を記載しなければならない。	
(勝本等の提出の請求)	
第六十一条 市町村長は届出または申請の受理に際し、戸籍の記載または調査のため必要があるときは、戸籍の謄本または抄本その他の書類の提出を求めることができる。	
(催告の書式)	
第六十二条 戸籍法第四十一条第一項または第二項(オ第41条またはオ百十一条において準用する場合を含む。)の催告は、附録第十九号書式によつて書面でなければならない。	
(届出を怠つた旨の通知)	
第六十三条 市町村長が届出、申請またはその追完を怠つた者があることを知つたときは、遅滞なく届出事件を具して、治安裁判所にその旨を通知しなければならない。	
(受理または不受理の証明書の書式)	
第六十四条 届出または申請の受理または不受理の証明書は、附録第二十号書式によつて作らなければならぬ。この場合には、第十四条第一項	

(届書等への準用規定)	
第六十四条 第十一条、第十三条第一項及びオ三項の規定は、届書、申請書、その他の書類に、オ十二条第一項及びオ三項の規定は、市町村長が作るべき届書、申請書その他の書類の勝本に、オ十四条の規定は、届書、申請書その他の書類に記載した事項に関する証明書に準用する。	
第六十五条 市町村の区域の変更があったときは、戸籍及びこれに関する書類は、遅滞なく当該市町村に引継がなければならない。	
第六十六条 市町村長が、保存期間を経過した帳簿または書類を廃棄しようとするときは、目録を作り、法務局長の許可を得なければならない。	
(取扱上の疑義に対する指示の請求)	
第六十七条 戸籍事務の取扱いに関して法務支局または沖縄戸籍事務所を経由して法務局長に指示を求めることができる。	
(施行月日)	

1957年4月4日(木曜日)

第六十八条(この規則は、附則公布の日から施行し、一九五七年一月一日から適用する。)
 戸籍事項欄記載事項の旧戸籍への記載

第六十九条 この規則施行前に編製した戸籍については、² 第三十四条に掲げる事項は、その戸籍の筆吏に記載した者の事項欄に記載しなければならない。

(旧戸籍記載事項の省略)

第七十条 オ三十七条及びオ三十九条の規定は、一九四六年立法オ一号による改正前の戸籍法によつて戸籍に記載した事項で改正後の戸籍法によればその記載を要しないものには、これを適用しない。

(廃止省令と効力ある規定)

第七十一条 戸籍法施行細則(大正参年司法省令オ七号)は、廃止する。

² 戸籍法施行細則が四十条及びオ四十八条から五十二条までの規定は、この規則施行後も、なおその効力を有する。

(四規定の適用)

第七十二条 戸籍法施行細則(大正三年司法省令オ七号)、オ四十三条の規定は、当分の間適用する。

附録目次
 オ一 戸籍の様式
 オ二 戸籍簿表紙の様式
 オ三 戸籍簿の見出帳の様式
 オ一 戸籍簿の見出帳の様式
 オ二 除籍簿の見出帳の様式

オ四号 見出票の様式

オ二十号 受理又は不受理の證明書の書式

オ六号 戸籍簿の見出票の様式
 オ二 除籍簿の見出票の様式

オ五号 受附帳の様式

オ七号 戸籍起載例
 オ八号 戸籍の消除の様式
 オ九号 戸籍の訂正の様式
 オ一 全部の訂正
 オ二 一部の訂正

オ十号 本籍の更正の様式
 オ十一号 出生の届書の様式
 オ十二号 婚姻の届書の様式
 オ十三号 離婚の届書の様式
 オ十四号 死亡の届書の様式
 オ十五号 勝本又は抄本の附起の書式
 オ一 一般の勝本又は抄本の附記の書式
 オ二 勝字を省略した勝本の附記の書式
 オ十六号 膜本又は抄本の再確認証の書式
 オ十七号 記載事項証明書の書式
 オ十八号 錯誤又は遺漏の通知書の書式
 オ十九号 催告書の書式
 オ一 届出又は申請の催告書の書式
 オ二 同過失の催告書の書式
 オ三 同オ二回以後の催告書の書式

【7】 1957年4月4日(木曜日) 公

報(号外)

第10号

附錄第一号 横式 三 購(縦二三センチ 橫二三センチ)

“号外”第10号

0209

1957年4月4日(木曜日) 公

報（号外）

第10号 [8]

号外 第10号

0210

〔9〕 1957年4月4日(木曜日) 公

報(号外)

第10号

附錄二號樣式 厂辦總表紙

(何町の村者一)・

五

卷四

源 (副本) (地区名称)

何役所

附錄才川詩稿

見出帳(用紙日本標準規格B列四番の文具をもの)

考一戸籍簿の見出帳

戶 簡 薄 見 出 蟻

何市町村役所

1957年4月4日（木曜日）

八

報（另外）

第10号 (10)

第一除錯導の見出板

帳 見 出 簿 業 削

何市町役所

〔11〕 1957年4月4日（木曜日）公

報（界外）

第10号

附錄才凹号様式
才一戸籍簿の見出票

方二、除籍等の見出紙

筆頭音	名	姓	本	日月年	考
-----	---	---	---	-----	---

筆頭告名	籍本	年度	年數	考據
丁	冊	歲	數	

附錄第五號樣式

政治和文化

戶 藝 爰 附 雜

何町村役所

号外 第10号

0213

附録参考文 戸籍の記載のひな形 注意 こひのひな形は戸籍に記載すべき相当欄及び特殊の記載例を示すに止まり必ずしも記載事項を全部すべてあるのではない。

本籍	朱子目拾番地 沖縄県那覇市牧志町亭子目四番地	氏名 甲野義太郎
本戸籍編製年 大正拾年六月武拾卷日那覇市牧志町亭子目拾番地に轉籍甲野義太郎同人妻梅子届出昭和參拾四年參月大日受附	婚姻の届出により昭和參拾四年壹月拾日夫婦につき 父亡甲野幸雄 母松子	長男
乙野梅子と婚姻届昭和武拾參年壹月拾日受附那覇市牧志町亭子目四番地亡甲野幸雄戸籍より入籍④	父夫	義太郎
昭和五拾武年卷月拾七日妻梅子とともに乙川寅助を養子とする縁組苗田國頭郡名護町字名護五番地内山竹子原籍信夫を認知届昭和五拾四年壹月七日受附事	出生大正拾年六月武拾卷日	
附入籍④ 昭和武拾參年九月拾日真和志市宇安里拾八番地に出生父乙野忠治届出同月拾日受附入籍 戸籍より同日入籍④	父乙野忠治 母卷子	長女
昭和五拾武年參月拾七日夫義太郎とともに乙川寅助を養子とする縁組届出	妻	子
昭和武拾參年拾月武日本集で出生父甲野義太郎届出同月拾日受附入籍④ 昭和參拾武年參月拾大日父甲野義太郎の推定相続人廃除の懲罰確定父届出同月 武拾日本郡長支附同月武拾參日送付	父甲野義太郎 母梅子	長男
丙野松子と婚姻夫の氏を承る旨届昭和五拾參年參月大日名護町長受付同月 拾日送付名護町字名護拾八番地に新戸籍編製につき除籍	朱	太郎
出生昭和武拾參年拾月武日		

昭和三十五年五月五日本籍で出生父甲野義太郎届出同月九日受附入籍④
甲山治郎と姫嫁の氏を称する旨届出昭和四十六年五月九日吉古郡平良市長
受附同月九日送付宇都宮市志村字京志川七番地に新戸籍編製につき除籍④

父	甲野義太郎
母	梅子

父	甲野義太郎
母	梅子

昭和三八年七月九日吉古郡平良市字下里六番地で出生父甲野義太郎届出同月
九日平良市長受附同月九日送付入籍④
乙原信吉と婚姻届出昭和七年九月参日八重山郡石垣市字登野城八番地乙原
信吉夫婦に入籍につき除籍④

父	甲野義太郎
母	梅子

父	甲野義太郎
母	梅子

父	甲野義太郎
母	梅子

父	甲野義太郎
母	梅子

父	甲野義太郎
母	梅子

父	甲野義太郎
母	梅子

父	甲野義太郎
母	梅子

父	甲野義太郎
母	梅子

父	甲野義太郎
母	梅子

父	甲野義太郎
母	梅子

父	甲野義太郎
母	梅子

父	甲野義太郎
母	梅子

父	甲野義太郎
母	梅子

父	甲野義太郎
母	梅子

父	甲野義太郎
母	梅子

父	甲野義太郎
母	梅子

昭和三八年参月九日国頭郡本郷町字本郷六番地で出生母乙野梅子届出同月九
八日本郷町長受附同月九日送付入籍④

母の氏を称する人情届出昭和参年参月九日受附志和市字安里九番地
乙野忠治夫婦より入籍④

乙野忠治同人妻養子の養子となる妹組届出昭和参年参月九日受附志和市長
受附同月九日送付志和市字安里九番地乙野忠治戸籍に入籍につき除籍④

昭和参年参月九日宮古郡平良市字下里六番地で出生母甲野梅子届出同月九
七日平良市長受附同月九日送付入籍④

昭和四八年参月九日後八時参月九日死し同居の親族甲野義太郎届
出同月九日受附除籍④

父	甲野義太郎
母	梅子

父	甲野義太郎
母	梅子

父	甲野義太郎
母	梅子

父	甲野義太郎
母	梅子

父	甲野義太郎
母	梅子

父	甲野義太郎
母	梅子

1957年4月4日(木曜日)

公

報(号外)

第10号

[14]

昭和武拾六年五月廿日那覇市西新町武丁目參番地で出生父乙川孝助届出同月六 日受付入籍④		父	乙川 孝助	母	二
甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組養父母及び縁組承認者親類を行う父乙 川孝助母冬子届出昭和五拾六年五月廿日受付同月五拾日送付那覇市 市字大道拾六番地乙川孝助戸籍より入籍④	父	甲野 義太郎	母	冬子	男
乙川孝助母冬子届出昭和五拾六年五月廿日受付同月五拾日送付那覇市 市字大道拾六番地乙川孝助戸籍より入籍④	父	乙川 孝助	母	冬子	男
夫乙原信吉と協議離婚届出昭和五拾五年七月五日入壇山郡石垣市長受附同月拾 日送付八重山郡石垣市字音野城八番地乙原信吉戸籍より復縁④	父	甲野 義太郎	母	二	
分離届出昭和五拾六年八月五日受付那覇郡名護町字名護五拾番地に新戸籍登記 につき除籍④	父	甲野 義太郎	母	梅子	女
朱生出	朱	父	甲野 義太郎	母	二
昭和武拾八年七月九日					
昭和五拾叁年六月廿日那覇市東町武丁目九番地で出生母丙山竹子届出同月參日 那覇市長受附同月拾日送付入籍④	父	甲野 義太郎	母	二	
父甲野義太郎説定届出昭和五拾四年春月三日那覇市長受附同月拾日送付④	父	甲野 義太郎	母	二	
父の氏を称する八重親類を行う母丙山竹子届出昭和五拾四年春月拾五日受附 那覇郡名護町字名護五拾番地内山竹子戸籍より入籍④	父	甲野 義太郎	母	二	
親権者を父甲野義太郎と定める協議父母届出昭和五拾四年春月拾日受附④	父	甲野 義太郎	母	二	
生出	信	父	甲野 義太郎	母	二
昭和五拾叁年六月廿日					

号外 第10号

0216

出生

一 婦出子が本籍で出生した場合の記載

(父母の戸籍中子の身分事項欄)

昭和参拾参年五月拾日本籍で出生

父新垣義太郎届出同月拾五日受附入籍(印)

二 婦出でない子が非本籍地で出生し
た場合の記載(母の戸籍中子の身分
事項欄)

昭和参拾四年式月拾日那覇市

牧志町壱丁目四番地で出生同居者仲

原正作届出同年参月式日那覇市長受

附同月五日送付入籍(印)

三 航海日誌の原本による嫡出子出生
に関する記載(父母の戸籍中子の身
分事項欄)

昭和参拾五年式月八日神戸港から

横浜港に向か航海上の船舶日本丸内

で出生船長作成の航海日誌の原本を

同月拾日横浜市中区長受附同月式拾

日送付入籍(印)

四 父未定の子の出生に関する記載
(後夫及び母の戸籍中子の身分事項
欄)

昭和参拾五年式月貞和志市宇

安里八番地で出生父未定母宮城梅子

届出同月九日受附入籍(印)

五 名未定の嫡出子の出生を届け出た
場合の記載(父母の戸籍中子の身分
事項欄)昭和参拾五年五月拾日日本籍で出
生名未定助産婦仲原松子届出同月式
拾六日受附入籍(印)

六 同上名の追完届をした場合の記載

(同上)

父新垣義太郎子の名追完届出昭和

参拾五年六月七日受附(印)

七 葵児発見に関する記載(子の新戸
籍中戸籍事項欄)

昭和参拾五年八月参日那覇市長の

調書により本戸籍編製(印)

八 同上(子の新戸籍中その身分事項
欄)

昭和参拾五年六月四日出生同年八

月参日那覇市長の調書により記載(印)

九 楽児の引取による戸籍の訂正(子
の戸籍事項欄)

昭和参拾五年拾月七日戸籍訂正申

請により本戸籍消除(印)

十 同上(子の戸籍中その身分事項欄)

昭和参拾五年拾月五日父眞和志市

字安里四番地新垣義太郎引取戸籍訂

正申請同月七日受附消除(印)

十一 父母の嫡出子出生の届出により

認知の効力を生ずる場合の記載(父
母の戸籍中子の身分事項欄)

昭和参拾五年拾月参拾日名護町

字名護六番地で出生父新垣義太郎母

梅子届出同年拾月拾日名護町長受

附同月拾四日送付入籍(印)

十二 婦出でない子の出生の届出によ
つて母につき新戸籍を編製する場合
の記載(母の新戸籍中戸籍事項欄)

昭和四拾壹年壹月拾日眞和志市宇

安里四番地新垣義太郎戸籍より入

籍(印)

十三 同上(母の新戸籍中その身分事

項欄)

昭和四拾贰年拾月拾日眞和志市宇
安里四番地新垣義太郎戸籍より入

籍(印)

十四 同上(母の新戸籍中子の身分事
項欄)昭和四拾年拾月拾日名護町長受附同
月拾日送付入籍(印)十五 同上(母の従前の戸籍中その身
分事項欄)昭和四拾年拾月拾日名護町長受附同
月拾日送付入籍(印)十六 婦出子の出生の届出により戸籍
法百二十条第一項の戸籍に在る
父母につき新戸籍を編製する場合の
記載(父母の新戸籍中戸籍事項欄)昭和四拾年拾月拾日名護町長受附同
月拾日送付入籍(印)十七 同上(父母の新戸籍中筆頭に記
載すべき父の身分事項欄)

昭和四拾壹年壹月拾日眞和志市宇

安里四番地新垣義太郎戸籍より入

籍(印)

十八 同上(父母の新戸籍中母の身分
事項欄)

昭和四拾壹年壹月拾日眞和志市宇

安里五番地米城梅子同

籍(印)

十九 同上(父母の新戸籍中父母に隨
い入籍する子の身分事項欄)

昭和四拾壹年壹月拾日大幸雄と

もに入籍(印)

二十 同上(父母の新戸籍中出生子の
身分事項欄)

昭和四拾壹年壹月八日本籍で出生

父新垣幸雄届出同月拾日受附入籍(印)

廿一 同上(父母の従前の戸籍中父
の身分事項欄)

昭和四拾壹年壹月八日本籍で出生

父新垣幸雄届出同月拾日受附入籍(印)

廿二 同上(父母の従前の戸籍中母
の身分事項欄)

昭和四拾壹年壹月八日本籍で出生

母眞和志市宇安里参番地に新戸
籍編製につき除籍(印)廿三 同上(父母の従前の戸籍中父
母に隨い除籍される子の身分事項
欄)

昭和四拾壹年壹月拾日大幸雄と

も除籍(印)

廿四 父がその本籍地で届け出た場
合の記載(父の戸籍中その身分事項
欄)

昭和四拾壹年壹月拾日父幸雄母松

子に隨い除籍(印)

廿五 同上(母の戸籍中子の身分事
項欄)

父那覇市牧志町武丁目九番地甲野

幸市同籍市太郎認知届出昭和参拾參

年壹月八日那覇市長受附同月拾日送
付(印)二十六 認知の裁判により子の本籍地
で届け出た場合の記載(父の戸籍中

1957年4月4日(木曜日)

公

その身分事項欄)	昭和参拾四年武月拾四日名護町字 名護六番地当間初子同籍正吉を認知 の裁判確定親権を行ふ母当間初子届 出同月拾九日名護町長受附同月武拾 壹日送付④
二十七 同上(母の戸籍中子の身分事 項欄)	昭和参拾四年武月拾四日父那霸市 西本町武丁目壹番地大野正雄同籍義 一認知の裁判確定親権を行ふ母当間 初子届出同月拾九日受附④
二十八 遺言による認知に関する記載 (父の戸籍中その身分事項欄)	西本町武丁目壹番地大野正雄同籍義 一認知の裁判確定親権を行ふ母当間 初子届出同月拾九日受附④
二十九 同上(母の戸籍中子の身分事 項欄)	西本町武丁目壹番地大野正雄同籍義 一認知の裁判確定親権を行ふ母当間 初子届出同月拾九日受附④
三十 死亡した子の認知に関する記載 (父の戸籍中その身分事項欄)	西本町武丁目壹番地大野正雄同籍義 一認知の裁判確定親権を行ふ母当間 初子届出同月拾九日受附④
真和志市字寄五番地亡山田光子 を認知届出昭和参拾六年四月五日受 附④	西本町武丁目壹番地大野正雄同籍義 一認知の裁判確定親権を行ふ母当間 初子届出同月拾九日受附④
三十一 同上(被認知者の子の戸籍中 その身分事項欄)	西本町武丁目壹番地大野正雄同籍義 一認知の裁判確定親権を行ふ母当間 初子届出同月拾九日受附④
亡母光子を祖父那霸市久茂地町を 丁目拾五番地玉城松一認知届出昭和 参拾六年四月五日那霸市長受附同月 壹日送付④	西本町武丁目壹番地大野正雄同籍義 一認知の裁判確定親権を行ふ母当間 初子届出同月拾九日受附④
三十六 養子が養親の戸籍に入る組 合の記載(養親の戸籍中養子の身分 事項欄)	西本町武丁目壹番地大野正雄同籍義 一認知の裁判確定親権を行ふ母当間 初子届出同月拾九日受附④
昭和参拾四年武月九日夫英助と もに養子となる組合届出同月入籍申 請書	西本町武丁目壹番地大野正雄同籍義 一認知の裁判確定親権を行ふ母当間 初子届出同月拾九日受附④
番地新垣義太郎同人妻梅子の養子と なる組合届出昭和参拾四年武月九日 受附那霸市崇元寺一丁目壹番地山川 幸文戸籍より入籍申	西本町武丁目壹番地大野正雄同籍義 一認知の裁判確定親権を行ふ母当間 初子届出同月拾九日受附④
四十一 同上(養子の新戸籍中妻たる 養子の身分事項欄)	西本町武丁目壹番地大野正雄同籍義 一認知の裁判確定親権を行ふ母当間 初子届出同月拾九日受附④
昭和参拾四年武月九日夫英助と ともに養子となる組合届出同月入籍申 請書	西本町武丁目壹番地大野正雄同籍義 一認知の裁判確定親権を行ふ母当間 初子届出同月拾九日受附④
番地新垣義太郎同人妻梅子の養子と なる組合届出昭和参拾四年武月九日 受附那霸市崇元寺一丁目壹番地山川 幸文戸籍より入籍申	西本町武丁目壹番地大野正雄同籍義 一認知の裁判確定親権を行ふ母当間 初子届出同月拾九日受附④
四十六 同上(養子の組合前の戸籍中 妻の身分事項欄)	西本町武丁目壹番地大野正雄同籍義 一認知の裁判確定親権を行ふ母当間 初子届出同月拾九日受附④
昭和参拾四年武月九日夫英助と ともに養子となる組合届出同月拾九日 除籍申	西本町武丁目壹番地大野正雄同籍義 一認知の裁判確定親権を行ふ母当間 初子届出同月拾九日受附④
四十七 養父が養親双方の名義で届け 出た場合の養子の入籍(養子の新戸 籍中その身分事項欄)	西本町武丁目壹番地大野正雄同籍義 一認知の裁判確定親権を行ふ母当間 初子届出同月拾九日受附④
四十二 同上(養子の新戸籍中妻たる 養子の身分事項欄)	西本町武丁目壹番地大野正雄同籍義 一認知の裁判確定親権を行ふ母当間 初子届出同月拾九日受附④

七日送付④

三十二 胎内に在る子を父が認知しそ
の子が出生した場合の記載(父の戸
籍中その身分事項欄)西本町武丁目壹番地(新本籍那霸市牧志町武
一)那霸市崇元寺町一丁目一番地山川幸文戸籍より入籍申新垣義太郎同人妻梅子の養子とな
る組合届出昭和参拾四年壹月拾参日
月九日受附④丁目壹番地(新本籍那霸市牧志町武
一)那霸市崇元寺町一丁目拾番地山川幸文戸
籍より入籍申浦添村字仲西拾五番地宮里敏子同
籍男を胎児認知届出昭和参拾七年五
月武拾日浦添村長受附同年六月武拾
四日送付④浦添村字仲西拾五番地宮里敏子同
籍男を胎児認知届出昭和参拾七年五
月武拾日浦添村長受附同年六月武拾
四日送付④三十三 同上(母の戸籍中子の身分事
項欄)昭和参拾七年六月八日那霸市東町
武丁目拾番地で出生母宮里敏子届出
日送付入籍申新垣義太郎同人妻梅子の養子とな
る組合届出昭和参拾八年壹月拾参日
月九日受附④那霸市東町參丁口武拾番地大山國雄
同籍光雄胎児認知届出昭和参拾
七年五月武拾日受附④新垣義太郎同人妻梅子の養子とな
る組合届出昭和参拾八年壹月拾参日
月九日受附④那霸市東町參丁口武拾番地大山國雄
同籍光雄胎児認知届出昭和参拾
七年五月武拾日受附④新垣義太郎同人妻梅子の養子とな
る組合届出昭和参拾八年壹月拾参日
月九日受附④那霸市東町參丁口武拾番地大山國雄
同籍光雄胎児認知届出昭和参拾
七年五月武拾日受附④新垣義太郎同人妻梅子の養子とな
る組合届出昭和参拾八年壹月拾参日
月九日受附④那霸市東町參丁口武拾番地大山國雄
同籍光雄胎児認知届出昭和参拾
七年五月武拾日受附④那霸市東町參丁口武拾番地大山國雄
同籍光雄胎児認知届出昭和参拾
七年五月武拾日受附④

戴した養父の身分事項欄)

妻梅子とともに那霸市崇元寺町老
番地新垣義太郎同人妻梅子の養子とな
る組合届出昭和参拾四年壹月拾参日
月九日受附④丁目壹番地(新本籍那霸市牧志町武
一)那霸市崇元寺町老番地山川幸文戸
籍より入籍申丁目拾番地(新本籍那霸市牧志町武
一)那霸市崇元寺町老番地山川幸文戸
籍より入籍申

届出昭和参拾六年四月式拾参月拾八日受 那霸市崇元寺町壹丁目壹番地山川幸 文戸籍より入籍(④)	(夫義太郎)とともに養子英助と協議離 附復籍につき除籍(④)
四十八 養子となる夫が夫婦の名義で 届け出た場合の妻の入籍(養子の新 戸籍中筆頭に記載されない妻の身分 事項欄)	五十二 同上(養親の記載(養親の戸籍 中養父母の名身分事項欄))
昭和参拾七年五月四日夫英助とと もに養子となる縁組夫より養子双方 の名義で届出同日入籍(④)	五十三 縁組の届出によつて養親につ き新戸籍を編製する場合の養親の記 載(養親の新戸籍中戸籍事項欄)
四十九 養子に代つて法定代理人が縁 組の承諾をした場合の養子の入籍(一 養親の戸籍中養子の身分事項欄)	五十四 同上(養親の新戸籍中その身 分事項欄)
五十 新垣義太郎同人妻梅子の養子とな る縁組養父母及び縁組承諾者親権を 行う父山川幸文母冬子(後見人のと きは「縁組承諾者後見人上原秀吉」)	五十五 同上(養親の従前の戸籍中そ の身分事項欄)
届出昭和参拾八年六月拾日受附那霸 市崇元寺町壹丁目壹番地山川幸文戸 籍より入籍(④)	昭和四拾壹年九月九日山川英助を 養子とする縁組届出真和志市宇安里 四番地新垣義太郎戸籍より同日入 籍(④)
五十 縁組届を受理すべき旨の裁判が あつた場合の養子の入籍(養親の戸 籍中養子の身分事項欄)	五十六 同上(養親と同一の戸籍に在る養子 につき協議離縁を所在地で届け出た 場合の記載(養親の戸籍中養子の身 分事項欄))
新垣義太郎同人妻梅子の養子とな る縁組昭和参拾九年七月拾九日届出 右不受理に対する不服につき同年八 月拾日附家庭裁判所の裁判により同 月式拾壹日受附那霸市崇元寺町壹丁 目壹番地山川幸文戸籍より入籍(④)	五十七 同上(養親の戸籍中養子の身分 事項欄)
五十一 養子縁組取消の裁判による養 子の除籍(養親の戸籍中養子の身分 事項欄)	五十八 同上(養子の離縁前戸籍中 その身分事項欄)
昭和四拾八年八月拾四日養父新垣義 太郎養母梅子の養子となる縁組取消 の裁判(夫義太郎)とともに養子英助と 附復籍につき除籍(④)	五十九 離縁によつて復籍すべき戸籍 和志市長受附同月参拾日送付那霸市牧志 町壹丁目拾五番地に新戸籍編製につ き除籍(④)
五十九 同上(養子の離縁前戸籍中 その身分事項欄)	六十 同上(新戸籍中戸籍事項欄)
九月九日受附真和志市宇安里四番地 に新戸籍編製につき除籍(④)	六十一 同上(新戸籍中養子の身分事 項欄)
養子離縁	六十二 離縁に当り養子が新戸籍編製 月五日送付真和志市宇安里四番地新 垣義太郎戸籍より入籍(④)
五六 养父新垣義太郎養母梅子と協議離 縁届出昭和参拾參月式拾八日真 和志市長受附同月式月壹日送付復籍 につき除籍(④)	六十三 縁組後に新戸籍を編製されて より昭和参拾五年參月拾參日本戸籍 編製(④)
五十七 同上(養親の戸籍中養父母の 各身分事項欄)	六十四 同上(養子の配偶者の除籍(養 子の離縁前戸籍中その配偶者の 身分事項欄))
昭和参拾叁年壹月式拾八日妻梅子	六十五 同上(養親の記載(養親の戸籍 中養父母の名身分事項欄))
六十九 同上(養親の戸籍中養父母の 各身分事項欄)	六十六 同上(新戸籍編製(養子の離縁 後的新戸籍中戸籍事項欄))
六十九 同上(養親の戸籍中養父母の 各身分事項欄)	六十七 同上(養子の配偶者の入籍(養 子の離縁後戸籍中その配偶者の 身分事項欄))
六十九 同上(養親の戸籍中養父母の 各身分事項欄)	六十八 夫婦で養子となつた者につき 協議離縁を届け出た場合の養子の除 籍(養子の離縁前戸籍中筆頭に 記載された養子の身分事項欄)
六十九 同上(養親の戸籍中養父母の 各身分事項欄)	六十九 同上(養子の離縁前戸籍中 その身分事項欄)
六十九 同上(養親の戸籍中養父母の 各身分事項欄)	七〇 同上(養子の離縁前戸籍中 その身分事項欄)

1957年4月4日(木曜日)

公

中配偶者たる養子の身分事項欄)

昭和参拾七年五月一日夫英助と

もに協議離縁届出同月除籍(①)

七十一 同上養親の記載(養親の戸籍中

養父母の身分事項欄)

妻梅子(大義太郎)とともに養子

英助同人妻竹子と協議離縁届出昭和

参拾七年五月七日受附

妻梅子(大義太郎)とともに養子

英助同人妻竹子と協議離縁届出昭和

市宇安里四番地新垣義太郎戸籍より
復籍(②)七十五 裁判上の離縁に関する記載(
養親の戸籍中養子の身分事項欄)昭和四拾年八月式拾七日養父新垣
義太郎養母梅子と離縁の裁判確定養
父届出同年九月廿日受附復籍につ
き除籍(③)七十六 同上(養親の戸籍中養父の
身分事項欄)昭和四拾年八月式拾七日妻梅子へ
夫義太郎とともに養子英助と離縁
の裁判確定(④)七十七 同上(養子の離縁前の戸籍中
その身分事項欄)昭和四拾年八月式拾七日養父新垣
義太郎養母梅子と離縁の裁判確定養
父届出同年九月廿日受附復籍(⑤)八十二 同上(養子の新戸籍中配偶者
たる養子の身分事項欄)昭和四拾年九月廿日養母新垣梅
子養父義太郎との離縁取消の裁判確
定同月拾七日夫英助とともに入籍(⑥)八十三 同上(養子の離縁による新戸
籍中筆頭に記載した養子の身分事項
欄)昭和四拾年九月廿日夫英助同
人妻竹子(新本郷郡牧志町壹丁目
拾番地)との離縁取消の裁判確定八十四 同上(養子の離縁による新戸
籍中配偶者たる養子の身分事項欄)昭和四拾年九月廿日養母新垣梅
子夫婦届出同月拾四日受附八十五 同上(養子の離縁による新戸
籍中配偶者たる養子の身分事項欄)昭和四拾年九月廿日夫英助同
人妻竹子との離縁取消の裁判確定(⑦)八十六 同上(夫婦の新戸籍中夫の身
分事項欄)昭和四拾年九月廿日夫英助同
人妻竹子との離縁取消の裁判確定(⑧)八十七 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)昭和四拾年九月廿日甲野義太郎
と婚姻届出草和志市宇安里拾八番地八十八 同上(夫の婚姻前の戸籍中そ
の身分事項欄)昭和四拾年九月廿日甲野義太郎
と婚姻夫の氏を称する旨八十九 同上(妻の婚姻前の戸籍中そ
の身分事項欄)昭和四拾年九月廿日甲野義太郎
と婚姻夫の氏を称する旨九十 同上(夫の氏を称する婚姻の届出を所
在地でした場合の入籍(夫婦の新戸
籍中妻の身分事項欄))九十一 同上(夫婦の新戸籍中夫の身
分事項欄)昭和四拾年九月廿日乙野梅子
と婚姻届出草和志市牧志町壹丁目四番九十二 同上(夫婦の新戸籍中夫の身
分事項欄)昭和四拾年九月廿日乙野梅子
と婚姻届出草和志市牧志町壹丁目四番九十三 同上(夫婦の新戸籍中夫の身
分事項欄)昭和四拾年九月廿日乙野梅子
と婚姻届出草和志市牧志町壹丁目四番九十四 同上(夫婦の新戸籍中夫の身
分事項欄)昭和四拾年九月廿日乙野梅子
と婚姻届出草和志市牧志町壹丁目四番九十五 同上(夫婦の新戸籍中夫の身
分事項欄)昭和四拾年九月廿日乙野梅子
と婚姻届出草和志市牧志町壹丁目四番年九月拾七日夫婦につき本戸籍編
製(⑨)八十一 同上(夫婦の新戸籍中夫の身
分事項欄)八十二 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)八十三 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)八十四 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)八十五 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)八十六 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)八十七 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)八十八 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)八十九 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)九十分 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)九十一 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)九十二 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)九十三 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)九十四 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)九十五 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)九十六 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)九十七 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)九十八 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)九十九 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)一百 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)一百一 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)一百二 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)一百三 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)一百四 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)一百五 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)一百六 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)一百七 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)一百八 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)一百九 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)一百十 同上(夫婦の新戸籍中妻の身
分事項欄)

【19】 1957年4月4日(木曜日) 公報(号外)

入籍(附)

九十二 同上除籍(妻の婚姻前の戸籍中その身分事項欄)

甲野義太郎と婚姻妻の氏を称する旨届出昭和参拾四年式月式拾日名護町長文附同月式拾参日送付真和志市字安里式拾番地に新戸籍編製につき除籍(附)

九十三 同上(夫の婚姻前の戸籍中その身分事項欄)

乙野梅子と婚姻妻の氏を称する旨届出昭和参拾四年式月式拾日名護町長受附同月式拾式日送付真和志市字安里式拾番地に新戸籍編製につき除籍(附)

九十四 婚姻前既に夫が戸籍の筆頭に記載されている場合に夫の氏を称する婚姻の届出をしたときの記載(夫の戸籍中その身分事項欄)

乙野梅子と婚姻届出昭和参拾五年記載されている場合に夫の氏を称する婚姻の届出をしたときの記載(夫の戸籍中その身分事項欄)

九十五 同上(夫の戸籍中妻の身分事項欄)

昭和参拾五年参月六日甲野義太郎と婚姻届出真和志市字安里拾八番地乙野忠治戸籍より同日入籍(附)

九十六 同上(妻の婚姻前の戸籍中その身分事項欄)

甲野義太郎と婚姻届出昭和参拾五年参月六日那覇市長受附同月八日送付牧志町式丁口拾番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍(附)

九十六の一 婚姻証書の原本の送付を受けた場合の入籍(夫婦の新戸籍中

夫の身分事項欄)

マリヤ・ベルナルと婚姻昭和参拾六年四月拾五日イギリス領婚姻証書作成右隣本提出同月式拾日同園駐在

大便受附同年五月拾五日送付那覇市牧志町毫子自四番地甲野幸雄戸籍より入籍(附)

九十七 父母の婚姻により嫡出子の身分を取得する場合にその子が父母と同一の戸籍内に在るときの訂正(嫡出子の身分を取得した子の身分事項欄)

昭和参拾参年壹月拾日父母婚姻届中同日父母との統柄訂正(附)

九十八 同上戸籍を異にするときの訂正(同上)

父母婚姻届出昭和参拾参年壹月拾日那覇市長受附同月拾四日送付父母との統柄訂正(附)

九十九 同上 遷完届による訂正(同上)

昭和参拾参年壹月拾日父母婚姻届出父甲野義太郎母梅子追完届出同月式拾八日受附父母との統柄訂正(附)

一百 同上(妻の婚姻前の戸籍中その身分事項欄)

乙野梅子と婚姻届出昭和参拾五年記載される場合にこれと同一の氏を称する子が入籍するときの記載(父又は母の新戸籍中子の身分事項欄)

一百一 同上(父又は母の婚姻前の戸籍中その身分事項欄)

昭和参拾四年式月式拾参日父義太郎(母梅子)に隨い入籍(附)

一百二 同上(父又は母の婚姻前の戸籍中子の身分事項欄)

昭和参拾四年式月式拾参日父義太郎(母梅子)に隨い除籍(附)

百二 婚姻取消の裁判に関する記載(附)

夫の戸籍中その身分事項欄)

昭和参拾七年五月拾四日妻梅子との婚姻取消の裁判確定琉球中頭巡回検察官執事記載請求同月拾八日受付(附)

百三 同上(夫の戸籍中妻の身分事項欄)

昭和参拾七年五月拾四日夫義太郎との婚姻取消の裁判確定復籍につき同月拾八日除籍(附)

百四 同上(妻の婚姻前の戸籍中その身分事項欄)

昭和参拾七年五月拾四日夫甲野義太郎との婚姻取消の裁判確定琉球中頭巡回検察官執事記載請求同月拾八日受付(附)

百五 同上(妻の婚姻前の戸籍中その身分事項欄)

昭和参拾八年壹月参拾日那覇市長受附同月式月式日送付復籍(附)

一百 同上(妻の婚姻前の戸籍中その身分事項欄)

乙野梅子と婚姻届出昭和参拾八年記載される場合の夫の記載(夫婦の新戸籍中夫の身分事項欄)

一百一 同上(夫の婚姻による記載(夫婦の新戸籍中夫の身分事項欄))

乙野梅子と婚姻届出昭和参拾八年六月拾日受附本籍不明入籍(附)

本籍分明届出昭和参拾八年八月参日受附婚姻事項中本籍不明あるを那覇市牧志町毫子自四番地甲野幸雄戸籍よりと訂正(附)

一百二 同上(夫の婚姻前の戸籍中その身分事項欄)

甲野義太郎と協議離婚届出昭和参拾八年参月参拾日那覇市長受附同月式月式日送付真和志市字安里七番地甲野義太郎戸籍より復籍(附)

一百三 同上(夫の婚姻前の戸籍中その身分事項欄)

乙野梅子と婚姻夫の氏を称する旨届出昭和参拾八年六月拾日名護町長受附同年八月五日送付名護町字名護

一百四 同上(夫の婚姻前の戸籍中その身分事項欄)

昭和参拾四年式月式拾参日父義太郎(母梅子)に隨い除籍(附)

離婚

百七 協議離婚を本籍地で届け出た場合の記載(夫の戸籍中その身分事項欄)

年壹月参拾日受附(附)

百八 同上(夫の戸籍中妻の身分事項欄)

昭和参拾参年壹月参拾日那覇市長受附同月式月式日送付復籍(附)

百九 同上(妻の婚姻前の戸籍中その身分事項欄)

甲野義太郎と協議離婚届出昭和参拾参年壹月参拾日那覇市長受附同月式月式日送付復籍(附)

百十 同上(妻の身分事項欄)

夫甲野義太郎と協議離婚届出昭和参拾参年壹月参拾日那覇市長受附同月式月式日送付復籍(附)

百十一 同上離婚當時の夫の本籍が婚姻當時と異なるときの妻の復籍(妻の婚姻前の戸籍中その身分事項欄)

夫甲野義太郎と協議離婚届出昭和参拾参年壹月参拾日那覇市長受附同月式月式日送付復籍(附)

百十二 同上(夫の婚姻前の戸籍中その身分事項欄)

夫甲野義太郎戸籍より復籍(附)

参拾参年壹月参拾日那覇市長受附同月式月式日送付真和志市字安里七番地甲野義太郎戸籍より復籍(附)

百十三 同上(夫の戸籍中妻の身分事項欄)

昭和参拾四年式月式拾参日夫義太郎と

1957年4月4日(木曜日)

公報(号外)

協議離婚届出真和志市宇安里武拾番 地に新戸籍編製につき同月除籍(④) 百十三 同上新戸籍編製(妻の新戸籍 中戸籍事項欄)
協議離婚届出復籍すべき戸籍が除 かれているため昭和参拾四年式月七 日本戸籍編製(④)
百十四 同上入籍(妻の新戸籍中その 身分事項欄)
夫甲野義太郎と協議離婚届出昭和 参拾四年式月五日那覇市長受附同月 七日送付牧志町壹丁目四番地甲野義 太郎戸籍より入籍(④)
百十五 離婚によつて婚姻前の氏に復 する者が新戸籍編製の中出をした場 合の新戸籍編製(復氏する者の新戸 籍中戸籍事項欄)
協議離婚届出新戸籍編製の中出に より昭和参拾五年参月拾参日本戸籍 編製(④)
百十六 協議離婚に当り子が父又は母 と同一の戸籍に在る場合の親権者に 関する記載(子の身分事項欄)
昭和参拾参年省月参拾日父母協議 離婚親権者を父義太郎と定める旨届 出(④)
百十七 同上(戸籍を異にする場合の 記載(同上))
父母協議離婚親権者を父義太郎と 定める旨届出省月参拾参年省月参拾 日那覇市長受附同年式月参月付(④)
百十八 裁判上の離婚を非本籍地で届 け出た場合の記載(妻の戸籍中その 身分事項欄)
昭和参拾六年四月拾日夫義太郎と 離婚の調停成立届出同月拾六日真和 志市長受附同月拾八日送付(④)
百十九 同上(妻の戸籍中夫の身分事 項欄)
昭和参拾六年四月拾日妻梅子と離 婚の調停成立復籍につき同月拾八日 除籍(④)
百二十 同上(夫の婚姻前の戸籍中そ の身分事項欄)
夫甲野義太郎と離婚届出昭和参 拾六年四月拾日妻乙野梅子と離 婚の調停成立妻届出同月拾八日 受附(④)
百二十一 裁判上の離婚に当り子が父 又は母と同一の戸籍に在る場合の親 権者に関する記載(子の身分事項 欄)
昭和参拾六年四月拾日父母離婚の 調停成立親権者を母梅子と定められ る(④)
百二十二 同上戸籍を異にする場合の 記載(同上)
昭和参拾六年四月拾日父母離婚の 調停成立親権者を母梅子と定められ る母届出同月拾六日真和志市長受附 同月拾九日送付(④)
百二十三 異居者変更の裁判に關する記 載(夫の戸籍中その身分事項欄)
昭和参拾七年五月式月妻梅子との 離婚取消の裁判確定妻届出同月拾日 受附(④)
百二十四 同上(夫の戸籍中妻の身分 事項欄)
昭和参拾七年五月式月夫義太郎と 離婚取消の裁判確定義太郎弟乙原清吉届 出昭和参拾八年六月拾参日受附(④)
百二十五 同上(妻の離婚取消前の戸 籍中その身分事項欄)
百二十六 民法第八百十九条第3項但 書又は第4項の協議に關する記載(子 の身分事項欄)
昭和参拾六年四月拾日妻乙野梅子 と離婚の調停成立妻届出同月拾六日 受附(④)
百二十七 同上協議に代わる裁判に關 する記載(同上)
甲野義太郎と定める裁判確定父届出 同月九日名護町長受附同月拾九日送 付(④)
百二十八 異居者変更の裁判に關する 記載(同上)
昭和参拾五年参月七日異居者を母 乙野梅子に変更の裁判確定母届出同 月拾参日受附(④)
百二十九 異居者又は管理権の喪失の裁 判に關する記載(同上)
昭和参拾六年四月拾日父甲野義 太郎親権(管理権)喪失の裁判確定 親権を行う母梅子届出同月拾七日受 付(④)
百三十 失権宣告の取消の裁判に關す る記載(同上)
昭和参拾七年五月式月夫義太郎と 離婚取消の裁判確定妻届出同月拾日 受附(④)
百三十一 異居者又は管理権の喪失に關 する記載(同上)
父甲野義太郎親権(管理権)辞任 届出昭和参拾九年七月拾五日受附(④)
百三十二 異居者又は管理権の回復に關 する記載(同上)
父甲野義太郎親権(管理権)回復 届出昭和参拾九年七月拾五日受附(④)
百三十三 後見開始に關する記載(被 後見人の身分事項欄)
昭和四拾年八月拾日親権を行う者 がないため(親権を行う者が管理権 を有しないため)後見開始同年拾月 七日後見人名護町宇名護五番地甲原 忠太郎同籍孝吉就職につき届出同日 名護町長受附同月九日送付(④)
百三十四 後見人更迭に關する記載(同上)
昭和四拾七年九月四日禁治產宣告 の裁判確定により後見開始同日後見 人妻竹子就職同年拾月七日附許可 を得て同月拾日記載(④)
百三十五 後見人更迭に關する記載(同上)
昭和四拾八年拾月七日後見人甲原 忠太郎辞任(「解任」又は「死亡」) 同年拾月九日名護町宇名護拾式 番地乙原高助就職につき更迭届出同 月五日受附(④)
百三十六 後見終了に關する記載(同 上)
昭和四拾八年拾月七日被後見人

百三十七 同上 禁治産者の身分事項欄	百三十七 保佐開始に関する記載(準 禁治産者の身分事項欄)	百三十七 在監中の死亡につき報告を 消の裁判確定のため後見終了届出 同月九日受附(同上)
昭和四十八年四月拾日午前拾時参 告付(同上)	昭和四十八年四月拾日午前拾時参 告付(同上)	百四十二 在監中の死亡につき報告を 受けた場合の記載(同上)
百三十九 同上 署名捺印(同上)	百三十九 在監中の死亡につき報告を 受けた場合の記載(同上)	百四十三 本籍氏名不明の死亡者につ き本籍氏名の報告があつた場合の記 載(同上)
百四十 同上 署名捺印(同上)	百四十 在監中の死亡につき報告を 受けた場合の記載(同上)	百四十四 同上 署名捺印(同上)
百四十一 同上 署名捺印(同上)	百四十一 在監中の死亡につき報告を 受けた場合の記載(同上)	百四十五 同上 署名捺印(同上)
百四十二 同上 署名捺印(同上)	百四十二 在監中の死亡につき報告を 受けた場合の記載(同上)	百四十六 同上 署名捺印(同上)
百四十三 同上 署名捺印(同上)	百四十三 在監中の死亡につき報告を 受けた場合の記載(同上)	百四十七 同上 署名捺印(同上)
百四十四 同上 署名捺印(同上)	百四十四 在監中の死亡につき報告を 受けた場合の記載(同上)	百四十八 同上 署名捺印(同上)
百四十五 同上 署名捺印(同上)	百四十五 在監中の死亡につき報告を 受けた場合の記載(同上)	百四十九 同上 署名捺印(同上)
百四十六 同上 署名捺印(同上)	百四十六 在監中の死亡につき報告を 受けた場合の記載(同上)	百五十 同上 署名捺印(同上)
百四十七 同上 署名捺印(同上)	百四十七 在監中の死亡につき報告を 受けた場合の記載(同上)	百五十一 同上 署名捺印(同上)
百四十八 同上 署名捺印(同上)	百四十八 在監中の死亡につき報告を 受けた場合の記載(同上)	百五十二 同上 署名捺印(同上)
百四十九 同上 署名捺印(同上)	百四十九 在監中の死亡につき報告を 受けた場合の記載(同上)	百五十三 同上 署名捺印(同上)
百五十 同上 署名捺印(同上)	百五十 在監中の死亡につき報告を 受けた場合の記載(同上)	百五十四 同上 署名捺印(同上)
百五十一 同上 署名捺印(同上)	百五十一 在監中の死亡につき報告を 受けた場合の記載(同上)	百五十五 同上 署名捺印(同上)
百五十二 同上 署名捺印(同上)	百五十二 在監中の死亡につき報告を 受けた場合の記載(同上)	百五十六 同上 署名捺印(同上)
百五十三 同上 署名捺印(同上)	百五十三 在監中の死亡につき報告を 受けた場合の記載(同上)	百五十七 同上 署名捺印(同上)
百五十四 同上 署名捺印(同上)	百五十四 在監中の死亡につき報告を 受けた場合の記載(同上)	百五十八 同上 署名捺印(同上)
百五十五 同上 署名捺印(同上)	百五十五 在監中の死亡につき報告を 受けた場合の記載(同上)	百五十九 同上 署名捺印(同上)
百五十六 同上 署名捺印(同上)	百五十六 在監中の死亡につき報告を 受けた場合の記載(同上)	
百五十七 同上 署名捺印(同上)	百五十七 在監中の死亡につき報告を 受けた場合の記載(同上)	
百五十八 同上 署名捺印(同上)	百五十八 在監中の死亡につき報告を 受けた場合の記載(同上)	
百五十九 同上 署名捺印(同上)	百五十九 在監中の死亡につき報告を 受けた場合の記載(同上)	

六

報(号外)

百六十 民法第七百九十九条第三項の規定によつて父の氏を称する入籍の届出により父につき新戸籍を編製する場合の記載（父の新戸籍中戸籍事項欄）

入籍の届出により昭和参拾弐年五月四日父につき本戸籍編製（新戸籍）

百六十一 同上（父の新戸籍中戸籍事項欄）

昭和参拾弐年武月四日那覇市牧志町壱丁目四番地甲野幸雄戸籍より入籍（新戸籍）

百六十二 同上（父の新戸籍中子の身分事項欄）

父の氏を称する入籍親権を行う母乙野梅子届出昭和参拾弐年武月四日受附真和志市宇安里拾八番地乙野梅子戸籍より入籍（新戸籍）

百六十三 同上（父の従前の戸籍中その身分事項欄）

子の入籍届出昭和参拾弐年武月四日受附那覇市牧志町壱丁目四番地に新戸籍編製につき除籍（新戸籍）

百六十四 同上（子の従前の戸籍中その身分事項欄）

父の氏を称する入籍親権を行ふ母乙野梅子届出昭和参拾弐年武月四日那覇市長受附同月六日送付牧志町壱丁目四番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍（新戸籍）

百六十五 民法第七百九十九条第三項の規定によつて從前の氏に復する入籍の届出をした場合の記載（子の復籍の届出をした場合の記載）

百六十六 同上（子の除籍される戸籍中その身分事項欄）

從前の氏に復する入籍届出昭和参拾式年七月七日受附復籍（同上）

百六十七 同上復籍すべき戸籍が既に除かれているため新戸籍を編製する場合の新戸籍編製（子の新戸籍事項欄）

従前の氏に復する入籍届出復籍べき戸籍が除かれているため昭和参拾式年四月九日本戸籍編製（同上）

百六十八 同上新戸籍編製の申出をした場合の新戸籍編製（同上）

從前の氏に復する入籍届出新戸籍編製の申出により昭和参拾式年五月五日受附新戸籍（同上）

百六十九 分籍の届出を本籍地でしょ場合の記載（分籍者の新戸籍中戸籍事項欄）

分籍の届出により昭和参拾式年五月八日本戸籍編製（同上）

百七十 同上（分籍者の新戸籍中その身分事項欄）

分籍届出昭和参拾式年七月八日受附那覇市牧志町壹丁目四番地甲受雄戸籍より入籍（同上）

百七十一 同上（分籍者の従前の戸中その身分事項欄）

新戸籍編製につき除籍(同)
百七十二 戸籍法第百二十七条第一項
の戸籍に在る者が分籍の届出を非本
籍地とした場合の新戸籍編製(分籍
者の新戸籍中戸籍事項欄)
分籍の届出により昭和参拾弐年式
月拾七日夫婦につき本戸籍編製(同)
百七十三 同上入籍(分籍者の新戸籍
中筆頭に記載した者の身分事項欄)
妻梅子とともに分籍届出昭和参拾
弐年式月拾五日名護町長受附同月拾
七日送付那覇市牧志町壹丁目四番地
甲野幸雄戸籍より入籍(同)
百七十四 同上(分籍者の新戸籍中配偶
者の身分事項欄)
昭和参拾弐年式月拾五日夫義太郎
とともに分籍届出同月拾七日入籍(同)
百七十五 同上子の入籍(分籍者の新
戸籍中子の身分事項欄)
昭和参拾弐年式月拾七日父義太郎
母梅子に隨い入籍(同)
百七十六 自己の志望によつて外国の
国籍を取得したため国籍喪失した
場合の記載(国籍喪失者の戸籍中そ
の身分事項欄)
昭和参拾弐年五月参日志望により
イ国(大英)の国籍を取得したため国籍喪失
叔父乙山逸郎届出同月式月拾七日受附
除籍(同)
百七十七 国籍離脱によつて国籍を喪
失した場合の記載(同上)

百七十八 国籍喪失につき官庁又は公署の報告を受けた場合の記載（同上）
昭和参拾弐年七月五日志望により、イ国への国籍を取得したため国籍喪失
同國駐在大使報告同年月参拾日受附除籍（同上）
百七十九 同上（同上）
イ国への国籍を有し昭和参拾弐年八月武日附告示により国籍を離脱したため国籍喪失法務大臣報告同年月七日受附除籍（同上）
百八十 婦出子出生の届出とともに国籍留保の届出があつた場合の記載（父母の戸籍中子の身分事項欄）
昭和参拾弐年九月拾五日イ国口府八街拾番地で出生父甲野義太郎出生及び國籍留保届出同年月武拾日同國駐在大使受附同年拾月拾五日送付入籍（同上）
百八十一 期間経過後に嫡出でない子の出生の届出とともに国籍留保の届出があつた場合の記載（母の戸籍中子の身分事項欄）
昭和参拾弐年拾月武拾日イ国口府八街拾番地で出生母甲野梅子出生及び國籍留保届出（實に帰すことのできない事由のため期間経過）同年拾月拾五日同國駐在大使受附同年拾月武拾日送付入籍（同上）

1957年4月4日(木曜日)

父甲野義太郎出生届出昭和参拾式

日回復(④)

年九月五日受附出生の日訂正(専)

二百四 戸籍法施行規則第41条第1項

一項の規定による記載(同上)

出生の記載は轉籍(縁組)届受理

後の受附によるため昭和参拾式年拾

月参日その記載消除(④)

一百五 複本籍につき戸籍の訂正を申

請する者がないための職権による訂

正(除かるべき者の戸籍中その身分

事項欄)

国頭郡名護町字名護五番地甲野義

太郎同籍英助の複本籍につき昭和参

拾式年拾壹月九日附許可を得て同月

拾日消除(④)

一百六 市町村長の過誤による死亡の

記載の職権による訂正(消除された

戸籍中戸籍事項欄)

過誤につき昭和参拾式年拾式月拾

式日戸籍消除に関する記載消除(④)

一百七 同上(消除された戸籍中死亡

と記載された者の身分事項欄)

死亡の記載は過誤につき昭和参拾

式年拾式月拾日附許可を得て同月拾

式日その記載消除(④)

一百八 同上(回復すべき戸籍中戸籍

事項欄)

戸籍消除過誤につき昭和参拾式年

拾日消除(④)

一百九 同上(回復すべき戸籍中死亡

と記載された者の身分事項欄)

死亡の記載は過誤につき昭和参拾式

年拾式月拾日附許可を得て同月拾式

【25】 1957年4月4日(木曜日) 公

特(号外)

第10号

一八号様式 戸籍の消除
金額

本

東京都千代田区平河町二丁目十番地

氏

甲野義太郎

略

全員 附籍につき昭和七十五年五月拾管日本戸籍部令



父	亡	甲野幸雄	長
母			
夫			
妻			
生出			

子	甲野泰郎	男

略

略

昭和七十五年五月九日午後八時参拾分本籍で死亡同居の親族甲野英助届出同月
拾管日受付除籍

父	乙野忠治	長
母		
夫		
妻		
生出		

子	甲野泰郎	男

略

略

父	乙野忠治	長
母		
夫		
妻		
生出		

子	甲野泰郎	男

号外 第10号

0227

考二八号様式 戸籍の消除
一部の消滅

籍本	氏名
東京都千代田区平河町二丁目十番地	甲野 義太郎
略	
略	父亡 甲野 幸雄 母朱 松子 長男
略	夫義太郎 生出 大正拾六年六月武拾七日
略	父乙野 恒治 長女 母朱 春子 女子
略	夫甲野 義太郎 生出 大正拾八年三月八日 妻梅子 女子
略	夫甲野 義太郎 生出 昭和武拾五年三月拾五日 妻梅子 女子

[27] 1957年4月4日(木曜日) 公

報(号外)

第10号

才九号様式 戸籍の訂正
全部の訂正

本

東京都千代田区平河町一丁目三番地

氏

甲原義太郎

籍

養子縁組無効につき戸籍訂正の申請により昭和三十九年拾弐月八日本戸籍消除⑥



略

昭和三十九年拾弐月廿父甲原忠太郎養母秋子との養子縁組無効の裁判確定義父母戸籍訂正申請同月八日受附消除⑥

父	亡	甲野幸雄
母	松子	男
養父	甲原忠太郎	長
養母	秋子	子
夫	義太郎	
生出	大正拾参六月貳拾壹日	

略

昭和三十九年拾弐月四日義父甲原忠太郎養母秋子との養子縁組無効の裁判確定同月八日夫義太郎とともに削除⑥

父	乙原忠治	長
母	春子	女
養父	甲原忠太郎	養
養母	秋子	女
妻	義太郎	子
生出	大正拾壹年貳月八日	

本 籍		氏九字様式 戸籍の訂正	
		東京都中央区日本橋室町一丁目一番地	
略		名 氏 父 亡 我謝 鉄吉 長 我謝 鉄吉 梅子 男	
大正拾八年四月四日妻梅子との婚姻無効の裁判確定後戸籍訂正申請同月拾日受附		母 未 生出 大正拾六年六月六日	
略		父 我謝 鉄吉 長 母 梅子 男	
昭和拾四年七月六拾日附訴可の裁判により父我謝鉄吉戸籍訂正申請同月六拾日受附名訂正		夫 喜太郎	
略		妻 木	
昭和拾八年参月八日我謝鉄吉と婚姻届出千代田区神保町二丁目十番地内原信吉戸籍より同日入籍		父 丙原 信吉 三 母 夏子 女	
昭和拾八年九月四日夫鉄吉との婚姻無効の裁判確定同月拾日消除		妻 錠 子	
		生出 昭和参年四月九日	

【29】 1957年4月4日(木曜日) 公

號(号外)

號 10 号

者十号様式 本籍の転送

本籍	十番地 東京都千代田区平河町一丁目四番地	氏名 甲野廣造
略	昭和三十一年五月五日地番号変更につき同月七日 本籍編入「十番地」と改正	
略		父 甲野義太郎 母 乙野梅子 男
		生出 大正拾年六月五日
		父 母 年 月 日
		母 年 月 日

号外 第10号

0231

1957年4月4日(木曜日)

公

報(号外)

第10号

[30]

出生届		受 理 付	年月日	昭和 年 月 日		昭和 年 月 日	發送	附 録 才 十 一 母 様 式	
出 長 殿			番号	歩	号		長		印
昭和 年 月 日届出			年月日	昭和 年 月 日					
		番号	歩	号					
(1) (2) 父母の本籍 又は国籍	父	番地		番地		戸記	籍載	住民票載	出生の届書
		筆頭者の氏名		筆頭者の氏名					
		日本国籍のない 場合はその国籍		日本国籍のない 場合はその国籍					
(2) 父母の氏名						調査票作成	住所地知		
(3) 父母の出生の年月日		年 月 日		年 月 日					
(4) 出生当時の父母の職業 父母の結婚式の年月日	職業 父 母			結婚式の年月日	年 月 日				
(5) 子の男女の別・氏名及び 嫡出子か否かの別	1男 2女 氏名			1嫡出子 (男) 2嫡出でない子					
(6) 出生の年月日時分	昭和 年 月 日	午前 午後	時 分						
(7) 出生の場所							番地		
(8) この出生届によつて父母の新 戸籍を編製するときは新本籍							番地		
(9) 子の住所							番地		
(10) 世帯主との氏名及び 世帯主との続柄	氏名			続柄					
(11) その他の事項									
(11) 届出人	本籍 住 所 署名 印	番地の筆頭者名	届出人父 2母 3同居者 届出人の出 生の年月日	1父 2母 3医師 4助産婦 5その他立合者 年 月 日					
出生試明書									
(12) 子の男女の別 氏名及び体重	1男 2女	氏名	体 重		瓦				
(13) 二た児以上の場合	1二 2三 3つ児	児 出産順位	1歩一児 2歩二児 3歩三児						
(14) 出生の年月日時分	昭和 年 月 日	午前 午後	時 分						
(15) 出生の場所 及びその種別							番地		
(16) 妊娠月数及び母の氏名	妊娠月数	歩 月	母の氏名						
(17) この母の出産した児の数	出生子(この出生子及び出生後死亡した子を含む) 人						計		
(18) 上記の子が上記の日時場所で 出産したことを証明する	住 所	番地							
(19) 昭和 年 月 日	1医 2助 3産 4師 5婦 6他	氏 名	押 印						

記載についての注意

三、生の悪であるこの東北地図であるの数に載のをいるのい字ア文欄市内居もだラ字中区めはから書のけびを不町て、を鉛はをヤ丸村ト出使等消丸數で文民四生わや年保有あるある不るも必ず(出生と該も勤も出生事は字はと出生

六、用、(変漢子の届にい戸出載はのが別名出とい籍子する結(4)な表には、人ききのの結婚は生父と生父、頭母、又妻こ又嫡母はが出で入式をか漢字で製にそなた年げるが入名されつ離して偶子ときかの者のか、これは、出生の通し外提出のべき戸そ婦記では届出ることときは、籍の届のことを明かに記外事はのよい人が、出生の届書は本籍明合は通常以入のの体重は出この出生場書は本籍明書を一ヵ月以内に記載する

八、轉通二外ことは必ず新本籍を(1)欄に記載する

婚姻届									
市町村長 昭和年 月			取 扱 方 日 付 番 号	受 付 年 月 日	年 月 日	戸 籍 登 録 番 号	住民票 更 正	附 録 第 二 号 様 式	婚姻の届書
(1) (イ) 本籍又は国籍			番地		番地			調査票 作成	住所地 通知
(2) (イ) 夫	筆頭者の氏名			筆頭者の氏名					
(2) (ロ) 妻	日本の国籍の ない場合はそ の国の国籍			日本の国籍の ない場合はそ の国の国籍					
(3) (イ) 氏 名									
(3) (ロ) 出生の年月日			年 月 日		年 月 日				
(4) (イ) 父母に称すべき氏 新戸籍編製のとき は新本籍	1 夫の氏 2 妻の氏	新本籍				番地			
(5) (イ) 父母の氏名及び父 母との続柄 (養父母の氏名 及養父母との 続柄は内欄に 記入すること)	夫の父 夫の母		続柄	妻の父 妻の母		続柄			
(6) 婚姻関係	夫 妻	1.初婚 直前の婚姻の 解消年月日	2.再婚 年月日	1.初婚 直前の婚姻の 解消年月日	2.再婚 年月日				
(7) 結婚式直前の職業	夫			妻					
(8) 結婚式を挙げた 年 月 日									
(9) その他 の事項									
(10) 届出入 証 人	夫 妻 住所	番地	署 押	名 印		印			
	夫 妻 住所	番地	署 押	名 印		印			
	本籍	番地	署 押	名 印		印			
	住所	番地	出生の 年月日		年 月 日				
	本籍	番地	署 押	名 印		印			
	住所	番地	出生の 年月日		年 月 日				

1957年4月4日(木曜日) 公

報(号外)

第10号

[32]

離 婚 稽

離

市町村民

殿

受

付

年月日

年

月

日

戸

籍

記

載

住民票
更正

昭和

年

月

届出
番号

才

号

附錄第十三号様式
離婚の届書

(一) 本籍又は国籍		筆頭者の氏名 琉球の籍がない場合はその國の国籍				調査票作成	住所地通知	
(二) 氏 名		夫		妻				
(三) 出生年月日		年 月 日		年 月 日				
(四) 離婚の種別 調停又は裁判確定の年月日		1. 協議離婚 3. 審判離婚		2. 調停離婚 4. 判決離婚		年月日	年 月 日	
(五) 婚姻前の氏に復する者及び復籍又は新戸籍編製の別		1 夫	2 復籍すべき戸籍が除かれているため 1 復籍 3 復籍すべき戸籍に子があるため 2 妻 4 申出による	3 復籍すべき戸籍に子があるため 4 申出による		新戸籍編成		
(六) 復籍すべき本籍 又は新本籍		復籍の場合は筆頭者の氏名 新戸籍編製の場合 番地は復氏すべき氏						
(七) 父母の氏名及び父母との続柄 養父母の氏名及び養父母との続柄は(欄に記入する事)		夫の父	続	妻の父	続			
		夫の母	柄	妻の母	柄			
(八) 夫婦間の未成年の子の氏名及びその親権者		夫が親権を行う子の氏名		妻が親権を行う子の氏名				
(九) 職業		夫		妻				
(十) 結婚式を挙げた年月日		年 月 日						
(十一) 同居を止めた年月日		年 月 日						
(十二) その他 の事項								
(十三) 届出人		夫 住所	番地	署押	名印	印		
		妻 住所	番地	署押	名印	印		
(十四) 証人		本籍 住所	番地	出生の年月日	年 月 日	印		
		本籍 住所	番地	署押	名印	印		
		本籍 住所	番地	出生の年月日	年 月 日	印		

号外 第10号

0234

		死		亡		届							
		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日							
		受付番号		受付番号		受付番号							
		年月日		年月日		年月日							
(1)	本籍又は国籍												
(2)	男女の別及び氏名	1男	2女	氏名		筆頭者の氏名							
(3)	出生の年月日時分	年	月	日	午前 午後	年	月	日	午前 午後	時	分		
(4)	死亡の年月日時分	昭和	年	月	日	午前 午後	年	月	日	午前 午後	時	分	
(5)	死亡者住所			番地		番地							
(6)	死	亡	者	住	所	*							
(7)	配偶者	關係	配偶者	關係	配偶者	出	告	告	出	告	告		
(8)	配偶者	配偶者	配偶者	配偶者	配偶者	年	月	日	年	月	日		
(9)	職業												
(10)	その他事項												
	本籍	番地	筆頭者	名									
	住所	の	姓	名									
	署名												
	印	届出入の出	年	月	日	届出入の出	年	月	日	届出入の出	年	月	日

附錄第十四号様式 死亡届書

この届書は、長年保存するものであるから、鉛筆や消えやすいこと、また誤字を防ぐために、その文字を二重で記入し、所を乱されないことを要する。筆頭者は、必ず記入し、所を乱されないことを要する。

この届書は、死を申告していける住人は、原則として被保険者、被扶養者、被雇用者、被労働者、被効用者、被効用者等である。

この届書は、死を申告していける住人は、原則として被保険者、被扶養者、被雇用者、被効用者、被効用者等である。

この届書は、死を申告していける住人は、原則として被保険者、被扶養者、被雇用者、被効用者、被効用者等である。

号 10 標外

(死体検査書)

死 亡 診 断 書

(1) 氏名	1男 2女 年令 満歳				
(2) 発病年月日	昭和 年 月 日	午前後	時 分		
(3) 死亡年月日時分	昭和 年 月 日	午前後	時 分	登地	
(4) 死亡の箇所	1病院 2診療所 3通産所 (1,2,3の 名前記入) 4自宅 5その他				
(5) 死亡の種類	1病院及び自然死外因死(2不慮の中毒死 3その他の災害死 4自殺 5他殺 6その他及び不詳)7その他及 び原因				
(6) 死亡の原因	イ直接死因 II口(4)の原因 III その他の身体状況 (注意一参照)				
手術の主要所見	手術の年月日 昭和 年 月 日				
解剖の主要所見					
傷害発生年月日時分	昭和 年 月 日	午前後	時 分		
手段及び状況					
傷害発生の場所	市町村 1従業中 2従業中でない時				
(注意二参照)	場所名の具体的 記載欄				
(7) 外因死の追加事項					
上記の通り診断(検定)する住民印	署印				
年月	1957年4月4日(木曜日)				

号 10 標外

0236

生れたのであればこの欄に「未熟児」と記入する。
 また、工機部等の器械による死因を記入する場合、
 は、川の場所名は、各欄に記入する。

二と、欄の傷害発生の如く具体的な記入する。
 場小場(屋)の運動力等の如く具体的な記入する。
 は、川の場所名は、各欄に記入する。

死亡診断書の記入についての注意

【35】 1957年4月4日(木曜日) 公報(另外)

附錄才十五号書式

オ一

この謄本(抄)本は、戸籍(除籍、届書、申請書その他)の原本と相違ないことを認証する。

昭和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

オ二

この謄本は、戸籍(除籍)の原本と相違ないことを認証する。

但し、請求により、除籍者に関する記載の部分を省略した。

昭和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

附錄才十六号書式
この謄本は現戸籍の記載と相違ないことを認証する。

昭和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

附錄才十七号書式
この謄本は現戸籍(除籍、届書、申請書その他)の原本と相違ないことを認証する。

昭和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

附錄才十八号書式
この謄本は現戸籍(除籍、届書、申請書その他)の原本と相違ないことを認証する。

昭和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

附錄才十九号書式
この謄本は現戸籍(除籍、届書、申請書その他)の原本と相違ないことを認証する。

昭和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

附錄才二十号書式
この謄本は現戸籍(除籍、届書、申請書その他)の原本と相違ないことを認証する。

昭和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

附錄才二十一号書式
この謄本は現戸籍(除籍、届書、申請書その他)の原本と相違ないことを認証する。

昭和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

附錄才二十二号書式
この謄本は現戸籍(除籍、届書、申請書その他)の原本と相違ないことを認証する。

昭和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

附錄才二十三号書式
この謄本は現戸籍(除籍、届書、申請書その他)の原本と相違ないことを認証する。

昭和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

法又は遺漏)がありますから、戸籍法

オ二十三才一項により通知します。

何々は何々の誤り(何々の不法又は遺漏)。

ないときは、同法才百十五条により通
料に処せられることがありますから、
念のため注意します。

昭和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

本籍(所在)
氏名殿本籍(所在)
氏名殿本籍(才三回以後)
氏名殿何年何月何日附で何月何日までに何
々届(申請又はその追完)をされるよ
う催告ましたが、まだその手続があ
りませんから、何月何日までに右届出
(申請又はその追完)をされるよう、
戸籍法才四十条才一項(才四十条才一項
(才四十条才一項及び才百十一条)に
より催告します。

なお右期間内にその手続をされない
ときは、同法才百十五条により過料に
処せられることがありますから、念の
ため注意します。

戸籍法才四十条才二項(才四十条才二
項及び才百十一条又は才四十二条)に
より更に催告します。

なお、右期間内にその手続をされない
ときは、同法才百十五条により過料に
処せられることがありますから、念の
ため注意します。

昭和何年何月何日

何市町村長氏名 職印

本籍(所在)
氏名殿

附錄才二十号書式

受理(不受理)証明書

昭和何年何月何日届出(申請)

何市町村長氏名 職印

何々届出(申請書)

何市町村長氏名 職印

事件本人 戸籍の表示氏名

届出(申請)事項の要旨

右届出(申請)は、昭和何年何月何
日受理したこと(何々の理由によ
つて受理しなかつたことを証明する。

昭和何年何月何日

○訓令才八号 法務局 宮古支局
沖縄戸籍事務所 各市町村
戸籍事務取扱規程を次のように定め
る。

一九五七年三月二十七日 行政主席 當間 重剛
○訓令 才一章 総 則

戸籍事務取扱規程
第一条 戸籍に関する事務は、法令に
別段の定めあるもののはか、この規
程によつて取り扱わなければなら
い。

第二条 市町村長が就職したときは、
附錄才一号書式により、退職若しく
は事故のため代理者が事務を取り扱
う場合は附錄才二号書式により、代
理が終了したときは附錄才三号書式
によりその旨を遅滞なく法務文局ま
たは沖縄戸籍事務所に報告しなけれ
ばならない。

第三条 市町村長が戸籍事務を取扱う
吏員を定めたとき、またはその吏員
に異動があつたときは、附錄才四号
書式により遅滞なくその旨を法務文
局又は沖縄戸籍事務所に報告しなけ
ればならない。

2 法務文局または沖縄戸籍事務所が

1957年4月4日(木曜日)

前条及び前項の報告を受けたときは、翌月十日までに法務局に報告しなければならない。市町村長またはその代理者は就職後遅滞なく附録才五号ひな形によりその職印及び戸籍事務所に使用する認印の印鑑を法務支局または沖縄戸籍事務所に届け出なければならない。改印したときも同様である。

第五条 市町村役所の位置または名称の変更があったときは、附録才六号書式によつて遅滞なくその旨を法務支局または沖縄戸籍事務所に報告しなければならない。

第六条 行政区分(市町村自治法才三条の場合を含む)・土地の名称の変更があつたときは、附録才七号書式によつて遅滞なくその旨を法務支局または沖縄戸籍事務所に報告しなければならない。

第七条 市町村役所の支所または出張所において戸籍事務を取り扱うときは本府、支所または出張所間ににおける戸籍事務取扱規程を定めて法務局長の認可を得なければならない。

第八条 市町村役所が水難火災等災害にかかつたときは、ただちにその旨を法務支局または沖縄戸籍事務所に報告しなければならない。

2 法務支局または沖縄戸籍事務所が前項の報告を受けたときは、ただちにその旨を法務局に報告しなければならない。

第九条 戸籍法施行規則才七条才一項

の報告書には事変の年月日時事由及び持ち出した場所並びに市町村役所からの距離等を詳記しなければならない。

2 遅延日数及び異状の有無は回復後ただちに法務支局または沖縄戸籍事務所に報告しなければならない。

3 戸籍に関する届書その他の書類を持ち出したときも前項に準ずる。

4 法務支局または沖縄戸籍事務所が前項の報告を受けたときは、ただちにその旨を法務局に報告しなければならない。

第十一条 市町村長が更迭したときは、または代理者が後任者に事務引継をするときは、書類及び帳簿の引継印鑑を作成して共に署名押印しなければならない。

2 戸籍事務に関する未済事件の引継を受けたときは法務支局または沖縄戸籍事務所に報告しなければならない。

第十二条 戸籍法施行規則才六条才一項の見出帳及び同条才二項の見出票には、その左端には附録才八号の見出札を付けなければならない。

第十三条 受附帳に登録すべき書類以外の戸籍事務に関する書類を受理したときは日記簿に登録し、その書類

の右側下部に附録才九号のひな形の印を押し、受附の年月日及びその番号を記載し、取扱者がこれに認印しなければならない。

2 受附帳、告知催告、通知簿、戸籍編製簿、二十五年経過戸籍副本発送簿、除籍副本発送簿に登録すべきもの以外の書類を発送するときは日記簿に登録し、その書類の初葉右側上部に附録才十号のひな形の印を押し、日記簿に記入し、その書類の下部に取扱者が認印しなければならない。

第十四条 戸籍法施行規則才二十条の規定によつて届書、申請書その他の書類に受附の番号及び年月日を記載するにはその書類の初葉右側または戸籍事務所に報告しなければならない。

2 戸籍法施行規則才二十九条の規定によつて届書、中請書、その他の書類に発送の年月日及び発送者の職氏名を記載するには、その初葉右側上部または適當な箇所に附録才十一号ひな形の印を押し、手続の終つた都度取扱者が認印しなければならない。

第十五条 戸籍法施行規則才十五条の規定によつて送付する戸籍または除られた戸籍の副本は翌月十五日までに到達する見込でこれを送付しなければならない。

2 戸籍法施行規則才十六条の規定により前項の副本に発送の年月日及び

2 戸籍編製の日から二十五年を経過した戸籍でその間戸籍の記載に異動のないものは、児出帳または見出票の備考欄にその旨を記載して、法務支局または沖縄戸籍事務所にその旨を通知する取り扱ができる。

第十七条 戸籍法才二十三条才二項、才四十四条才三項才四十一條の規定によつてなす許可の申請は、附録才十六号から同才十九条の書式によらなければならぬ。

2 前項の中請書には、戸籍又は除籍の跡本、抄本その他訂正事由を証するに足る書類を添付しなければならない。

第十八条 戸籍法第四十五条第一項の規定する場合において、届書の受否には附録第一号の一、二の書式によらなければならない。

第十九条 百歳以上に達し、かつ、その所在が明らかでなく死亡したものと認められる者について死亡の記載をするにつき法務局または法務支局若しくは沖縄戸籍事務所の長に許可若しくは沖縄戸籍事務所の長に許可の申請をするには、附録第一号書式の中請書に、当該事務本人の戸籍謄本を添付して提出しなければならない。

第二十条 戸籍法施行規則第六十二条の規定によつてする通知は、届出義務者に届出を怠つた旨申述書を提出させ、その初葉右側上部に附録第一号十二号ひな形の印を押し、これに所要の記載をしてしなければならない。ただし、届出義務者が申述書を提出しないときは、附録第一号の一、二の書式による通知書を作成し、その末尾に申述書を提出しない旨の記載をしてすることができる。

第二十一条 戸籍法第五十三条第一項の規定による業界発見の中出を受けた場合の調書は附録第一号の書式の振合によらなければならない。

第二十二条 戸籍法施行規則第四十八条第一項の規定による届書その他の書類には附録第一号の表紙を附

し、事件の種類毎に附録第一号の目録をつけ、附録第一号の見出れを施し、毎葉に丁度を記載して翌月十五日までに到達する見込で送付しなければならない。ただし、事件僅少のときは、表紙の次に目録をつけ、各種類毎に一括記載することができる。

第二十三条 戸籍法施行規則第一項の規定を適用するには第一号

2 前項の届書を添付するには第一号二項の規定を準用する。

3 戸籍法施行規則第二十三条第一項の届出の追及及び戸籍訂正の種目は「雜」とし備考欄に説明しなければならない。

4 同種類の事件が数個ある場合は受理または送付の順序によらなければならぬ。

第二十四条 戸籍法施行規則第五十条第一項の規定による書類には附録第一号の表紙を付し、附録第一号の目録をつけなければならない。

第二十五条 特別家事審判法第十三条の規定によりて市町村長が相当の処分を命ぜられたときは、当該審判書の旨を報告しなければならない。

第二十六条 市町村役場には、法令に判の結果についても前項に準じて報告しなければならない。

第二十七条 帳簿及び書類つづり

1 日記簿 (附録第一号)

2 記録帳簿保存簿 (ノ) 第二十九号)

3 開闢賃抄本証明交付簿

4 告知催告通知簿 (ノ) 第三十号)

5 戸籍編製簿 (ノ) 第三十二号)

6 二十五年経過戸籍副本発送簿 (ノ) 第三十四号)

7 除籍副本発送簿 (ノ) 第三十五号)

8 訓令通りん回回答つづり

9 決議書類つづり

10 戸籍に關する往復文書つづり

十一 各種申請書つづり

十二 告知催告通知書つづり

十三 統計報告に関する書類つづり

十四 家庭裁判所よりの通知書つづり

十五 雜書つづり

2 前項第一号及び第一号三号から第一号七号までの帳簿は、毎年これを改めなければならない。ただし、事件僅少のときは、年度を区別して継続使用することができる。

3 第一項の帳簿及び書類つづりは附録第一号の表紙を付し、かつ、第一号八号以下の書類つづりには附録第一号三十六号の表紙を付し、第一号三十七号の目録をつけ丁度数を記入しなければならない。ただし、第一号十一号から第一号十三号までの書類のつづりには、目録を省略することができる。

4 第一項第一号の書類つづりは、長期短期に分冊することができる。

第二十八条 日記簿には、発收に係る総ての書類を登録しなければならない。ただし、前条第一項を四号から七号までに掲げる帳簿及び受附帳に登録するものは本簿に登録を要しない。

第二十九条 記録帳簿保存簿には、保存に付する一切の記録及び帳簿をその種類毎に区分して登録しなければならない。

第三十条 開闢賃抄本証明交付簿には、その申請があつたとき登録しなければならない。

第三十一条 告知催告通知簿には、戸籍法第二十三条第一項の四十条第一項同条第一項が四十一条及び同法施行規則第一項によつてする告知催告通知

1957年4月4日(木曜日)

- の要領を登録しなければならない。
- 戸籍編製簿には、新に戸籍を編製したとき登録しなければならない。
- 二十五年経過戸籍副本発送簿には、その副本を法務支局または沖縄戸籍事務所に送付するとき登録しなければならない。
- 除籍副本発送簿には、戸籍の全部を消除し、その副本を作成したとき登録しなければならない。
- 訓令通達りん伺回答つづりには法務局、法務支局または沖縄戸籍事務所等の訓令、通達回答等をつづる。
- 決議書つづりには決議した書類をつづる。
- 戸籍に関する往復文書つづりには、記録帳簿、発業申請書類、引継目録等をつづる。
- 各種申請書つづりには、謄本、抄本及び証明書交付申請書類等をつづる。
- 告知催告通知書つづりには、告知催告通知書に登録すべき書類をつづる。
- 雜書つづりには、前各項に該当しない雜書類をつづる。
- 第二十八条 告知催告通知書には、附錄才十号ひな形に準ずる印を押し、これにて通知^セ何号(催告^セ何号)^セこれにより、各進行番号を記入しなければならない。
- 第二十九条 この規程による記録帳簿の保存期間は次のとおりとする。
- 一 記録帳簿保存簿 永久
- 二 訓令通達りん伺回答つづり 永久
- 三 決議書つづり 永久
- 四 統計報告に関する書類つづり 十年
- 五 戸籍編製簿 十年
- 六 二十五年経過戸籍副本発送簿 十年
- 七 除籍副本発送簿 十年
- 八 戸籍に関する往復文書つづり 十年
- 九 家庭裁判所よりの通知書つづり 五年
- 十 日記簿 三年
- 十一 調點謄本証明書交付簿 三年
- 十二 告知催告通知簿 三年
- 十三 告知催告通知書つづり 三年
- 十四 各種申請書つづり 二年
- 十五 雜書つづり 長期十年、短期三年
- 二 前項才一号から才三号までを除く帳簿書類の保存期間は、当該年度の翌年から起算する。
- 第三十条 戸籍法施行規則才六十五条第一項の規定によつてする引継は、附錄才三十八号書式により、また同才二項の規定によつてする報告は、附錄才三十九号書式によつてしなければならない。
- 第三十一条 戸籍法施行規則才六十六条の規定によつて保存期間を経過した帳簿又は書類の廢棄の許可を申請するには、附錄才四十号書式の申請
- 2 書を提出しなければならない。
廃棄処分は、毎年これをしなければならない。
- 附 則
- 第三十二条 この規程は、公布の日から施行し、一九五七年一月一日から適用する。ただし、寄留事務の取扱については、同規程才三節才三十三条から才四十二条までの規定は当分の間これを適用する。
- 第三十三条 一九五四年一月六日訓令才二号戸籍及び寄留事務取扱規程は廃止する。ただし、寄留事務の取扱については、同規程才三節才三十三条から才四十二条までの規定は当分の間これを適用する。
- 第三十四条 当市(町村)長氏名何々のため何年何月何日から本職がその事務を代理しますから報告します。
- 第三十五条 附錄才一號 市町村長就職報告書式(規程才二條)
本職は何年何月何日就職しましたから報告します。
- 第三十六条 附錄才二號 年 月 日
何郡(市)町(村)長 氏名圖
〇〇〇法務支局長氏名殿
または沖縄戸籍事務所
- 第三十七条 附錄才三號 代理終了報告書式(規程才二條)
何郡(市)町(村)助役(何々)氏名圖
〇〇〇法務支局長氏名殿
または沖縄戸籍事務所
- 第三十八条 報告書
命 年 月 日 戸籍課長
(係長主任) 何某
免 年 月 日 何某 昭和年月日
備考
- 〇〇〇法務支局長氏名殿
または沖縄戸籍事務所
- 第三十九条 附錄才四號 戸籍事務吏員異動報告書式(規程才二條)
何郡(市)町(村)長 氏名圖
〇〇〇法務支局長氏名殿
または沖縄戸籍事務所
- 第四十条 右報告します。
- 第四十一条 附錄才五號 戸籍事務吏員異動報告書式(規程才二條)
何郡(市)町(村)長 氏名圖
〇〇〇法務支局長氏名殿
または沖縄戸籍事務所

附錄才十五号 一十五年経過戸籍副本 発送印ひな形(規程才十五条才三項)		戸籍訂正許可申請書 戸籍の表示
戸籍法施行規則才十五条才一項 才二号戸籍謄本		事件本人 氏 生年月日 名
附錄才十六号 戸籍法才二十四条才一 項前段の戸籍訂正許可申請書式 (規程才十七条)		戸籍訂正許可申請書 戸籍の表示
右の者に対する何年何月何日何々 の届出によつて戸籍の記載は過 誤(遺漏または法律上許されないも の)であることを発見したので、職 権で次のとおり訂正致し度く、戸籍 謄本並びに何々を添付して申請しま す。		事件本人 氏 生年月日 名
記 一、何々(訂正の事項を詳記すること) 年月日 何郡(市)町(村)長 氏 名団 または沖縄戸籍事務所		戸籍の表示 事件本人 氏 生年月日 名
右の者に対する何々の届出によつて 戸籍の記載は錯誤(遺漏または 法律上許されないもの)であること を発見したので、その旨事件本人(届出人)に通知したが、戸籍訂正の 申請をしない(何々の事由によつて 通知することができない)から、職 権で次のとおり訂正致し度く、戸籍 謄本(何々)添付申請します。		戸籍の表示 事件本人 氏 生年月日 名
記 一、何々(訂正する事項を詳記する) 年月日 何郡(市)町(村)長 氏 名団 または沖縄戸籍事務所		戸籍の表示 事件本人 氏 生年月日 名
右の者についての何々の届出がな いことが判明しましたので何年何月 何日届出義務者何某に対し何年何月 何日までに届出をするよう催告しま したが届出をしませんから(届出義 務者の所在が不明のため催告するこ とができませんから)職権で戸籍の 記載を致し度く、戸籍謄本(抄本そ の他何々)を添付して申請します。		戸籍の表示 事件本人 氏 生年月日 名
○○○法務支局長氏名団 附錄才十七号 戸籍法才二十三条才一 項後段の戸籍訂正許可申請書式 (規程才十七条)		戸籍記載許可申請書 戸籍の表示 事件本人 氏 生年月日 名
右の者について何年何月何日何々 の届出によつて戸籍の記載は過 誤(遺漏または法律上許されないも の)であることを発見したので、職 権で次のとおり訂正致し度く、戸籍 謄本並びに何々を添付して申請しま す。		戸籍記載許可申請書 戸籍の表示 事件本人 氏 生年月日 名
記 一、何々(訂正の事項を詳記すること) 年月日 何郡(市)町(村)長 氏 名団 または沖縄戸籍事務所		戸籍の表示 事件本人 氏 生年月日 名
右の者について何年何月何日何々 の届出がないうちに戸籍の記載を致 しましたが、右届出書の受否 について指示を得たく、届出書及び附 属書類添附の上御伺い致します。		戸籍の表示 事件本人 氏 生年月日 名
記 一、何々(訂正する事項を詳記する) 年月日 何郡(市)町(村)長 氏 名団 または沖縄戸籍事務所		戸籍の表示 事件本人 氏 生年月日 名
右の者について何年何月何日何々 の届出がないうちに戸籍の記載を致 しましたが、右届出書の受否 について指示を得たく、届出書及び附 属書類添附の上御伺い致します。		戸籍の表示 事件本人 氏 生年月日 名
○○○法務支局長氏名団 附錄才二十号の(1)出生(死亡)届受否同 書式(規程才十八条)		戸籍の表示 事件本人 氏 生年月日 名
右の者につき別紙の通り出生(死 亡)届がありましたが、出生証明書 (死亡診断書又は検案書)の添付が ないので、右届書の受否について何々 ます。		戸籍の表示 事件本人 氏 生年月日 名
○○○法務支局長氏名団 附錄才二十一号百歳以上の高令者戸籍 消除許可申請書式(規程才十九条)		戸籍消除許可申請書 戸籍の表示 事件本人 氏 生年月日 名
右の者は、百歳以上の高令者で、 且つ、所在不明にて死亡しているも のと認められますか、死亡の届出を する者がないので、職権で死亡の年 月日時及び場所不詳として戸籍の記 載をし、除籍致し度く、戸籍謄本(抄 本または何々)を添附して申請しま す。		戸籍の表示 事件本人 氏 生年月日 名

〔41〕 1957年4月4日(木曜日) 公

報(号外)

年 月 日		通 知 書	
何郡(市)町(村)長 氏 名		本 籍	
○○○法務支局 または沖縄戸籍事務所長氏名職印		籍 日	
附錄才二十二号 戸籍法違反通知ひな形(規程才二十条)		年 月 日	
通知者 号昭和 年 月 日		本 住 所	
本書の通り解説通知します		業 務	
何郡(市)町(村)長 氏名 職印		届出義務者 氏 名	
何々治安裁判所判事殿		生年月日	
附錄才二十三号の(1)戸籍法違反通知書		右の者は何年何月何日長男某の出	
書式(規程才二十条但書)		生届出(何々届出)をしたが、その	
通知書		届書中何々の記載が監視しているの	
本 住 職		で、何月何日までに追完するよう催	
籍 所		告したところ、その期間内に追完し	
届出義務者 氏 名		ないので、届書等(何々)を添附し	
業		て通知します。	
附錄才二十四号 業児発見調書書式(規程才二十一条)		年 月 日	
何某(何警察署警部何某)から戸籍		何郡(市)町(村)長 氏 名	
法才五十七条才一項による申出があ		何年何月何日何郡何町何番地	
つたので、氏名をつけ、本籍を定め		昭和何年何月何日何時何	
この調査を作る。		何年何月何日午前(後)何時何	
ます。		何町大字何々番地(または何通	
年 月 日		り路止)	
何郡(市)町(村)長 氏 名		一、男女の別 男(女)	
何治安裁判所判事殿		二、状況 本人は木綿の着物に巻か	
附錄才二十三号の(1)戸籍法違反通知書		れ、牛乳一本が傍に添えてあつた	
書式(規程才二十条但書)		一、本籍 何郡何町大字何々番地	
以下余白		0.6cm 1.5mm 0.6cm	

(註) 本様式に付じ説明してもよい。
一項)

何市役所(何郡何町(村)役場)
何文所(出張所)

昭和何年何月何日
何郡(市)町(村)長 氏 名

附錄才二十六号 届書類目録様式(規程才二十二条)

(用紙B五段紙)(規程才二十二条)

附錄才二十七号 戸籍届書類表紙様式
(註) 非本籍人の分は「本籍人」の上に「非」を加える。

「、命 名 氏名
一、出生の推定年月日
本籍人戸籍届書類

昭和何年何月分

1957年4月4日(木曜日)

公

附錄第二十八号 記載事項証明書書式(規程第二十三条第1項)

戸籍記載事項証明書

附錄第二十九号 日記簿様式(規程第二十六条第一項第一号)

本籍	番地筆頭者
氏名	生年月日
父姓の氏名	母姓の氏名 の続柄と

摘要

十
母父
母父
母父
母父

右の事項は戸籍(除籍)に記載があることを証明する。

昭和何年何月何日

何郡(市)町(村)長 氏名印

月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
三一月八日	二一月六日	二月四日	一月四日	十二月四日	十一月四日
戸 支 務 局 法 務 支 局 法	法 務 局 長	文 書 の 要 旨	發 送 先	出 所	發 收 月 日
右回答	戸 籍 事 務 の 取 扱 い に 關 通 つ づ り	備 考	右同じ	右同じ	右同じ
右同じ					

十	二	行
月 日	月 日	月 日
月 日	月 日	月 日
月 日	月 日	月 日
月 日	月 日	月 日
月 日	月 日	月 日

附錄表[11号] 記録帳簿保存簿様式(規程表[116条第1項第1項])

行	年	月	年	月	年	月	年	月
二十一	年	月	年	月	年	月	年	月
二十二	年	月	年	月	年	月	年	月
二十三	年	月	年	月	年	月	年	月
二十四	年	月	年	月	年	月	年	月
二十五	年	月	年	月	年	月	年	月
二十六	年	月	年	月	年	月	年	月
二十七	年	月	年	月	年	月	年	月
二十八	年	月	年	月	年	月	年	月
二十九	年	月	年	月	年	月	年	月
三十	年	月	年	月	年	月	年	月

附錄表[11号] 圖書證券本證明書交付登録簿(規程表[116条第1項第1項])

行	年	月	年	月	年	月	年	月
一	1	月5日	1	月6日	1	月6日	1	月6日
二	2	2月10日	抄本	3月2月11日	60	2月12日	電	春野裕子
三	3	2月10日	記載	1月2月10日		月 日	電	山川次郎 労基三条
四	4	月 日		月 日		月 日		
五	5	月 日		月 日		月 日		
六	6	月 日		月 日		月 日		

(註) 本様式に準じ縦書きにしてもよい。

1957年4月4日(木曜日)

公

報(号外)

第10号

[44]

附錄第311号 告知催告通知簿様式(規程第116条第1項第4号)

十二行					十二行				
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
					催告通知 月日				
					めた期定				
					告知の要旨、 催告通知、 告白、通知、 氏名、本人、 備考				

附錄第333号 戸籍編製簿様式(規程第116条第1項第5号)

十二行					十二行				
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
					月戸籍編製 事務由				
					筆頭者				
					送副本 月日				
					返戻事由 再送月日				
					備考				

〔45〕 1957年4月4日(木曜日) 公

報(号外)

第10号

附錄第三十四號 一十五年経過戸籍副本發送簿様式(規程第二十六條第1項才六号)

十二行						十二行							
番号行			年月日			年月日			年月日				
年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月
年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月
月	日		月	日		月	日		月	日		月	日
月	日		月	日		月	日		月	日		月	日
月	日		月	日		月	日		月	日		月	日

附錄第三十五號 除籍副本發送簿樣式(規程第二十六條第1項才七号)

十二行						十二行							
番号行			月日			月日			月日				
月	日		月	日		月	日		月	日		月	
月	日		月	日		月	日		月	日		月	日
月	日		月	日		月	日		月	日		月	日
月	日		月	日		月	日		月	日		月	日
月	日		月	日		月	日		月	日		月	日

号外 第10号

0247

附錄才三十六号 執務及び書類つづり表紙様式(厚紙)

(規程才二十六条才三項同才二十二条才五項)

附錄才三十八号 区域変更による役場相互間の引継書式(規程才三十条前

附錄才三十九号 区域変更による引継完了報告書式(規程才三十一条後段)

年度	引 続 書		
	存	始期 昭和 年 月	終期 昭和 年 月
年 月 日	何 々	役所名	渡 年

(註)永久保存の記録帳簿書類の表紙には表紙右側上部に「永久保存」
と記入すること。

附錄才三十七号 書類つづり目録様式(規程才二十六条才三項)

年度	引 續 書	別 數 量
年 月 日	大字何一番地乃至百番地の戸籍	一冊 一一〇通
年 月 日	年 月 日	一冊 五〇通

(註)右何々により本日引継します。

昭和何年何月何日

何都(市)町(村)長 氏 名前

何都(市)町(村)長 氏

何都(市)町(村)長 氏

何都(市)町(村)長 氏 名前

右本日受領しました。

昭和何年何月何日

(註)引継をする市町村長において同案二通を作成し引継を受ける市町村長

に送付し引継を受けた市町村長は、各通に受領の記載をして、内一通を返送し一通は自ら保管する。

附錄才三十九号 区域変更による引継完了報告書式(規程才三十一条後段)

区域変更による引継完了報告書

年度	種	別	数量
年 月 日	戸籍何一番地乃至百番地の 除籍簿	一冊	引継年月日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	備 考

【47】 1957年4月4日(木曜日) 公

報(号外)

第10号

右区域変更により何市(町村)役場より引継を受けたので報告します。

昭和何年何月何日

何部(市)町(村)長氏名 国

○○○法務文局
または沖縄戸籍事務所長氏名職

附錄第四十号 記録帳簿書類廢棄許可申請書式(規程第三十一条第一項)

記録帳簿書類廢棄許可申請書

左記目録の帳簿及び書類は保存期間を経過したので廢棄許可申請します。

昭和何年何月何日

何(市)町(村)長氏名 国

○○○法務文局
または沖縄戸籍事務所長氏名職

目録

年	度	名	称	冊	數	保	存	保	存	備	考
年	年	年	年	年	年	年	年	月	月		
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月		

発行所

行政主席官房文書課

一(同春印刷社印行)一

号外第10号

0249